

風連町・名寄市合併協議会  
第13回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年10月27日(水)午後6時～  
会 場 風連町役場 3階大会議室

**1. 開 会**

石王事務局長：皆さん、おばんでございます。

昨日から今日にかけて白いものが舞ってまいりまして、白い季節を迎えたわけでありませぬけれども、悪路の中、寒い中、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから、13回になります基本項目等検討小委員会を開催させていただきます。

尚、本日の委員会に名寄市の委員であります高見委員、岡本委員が欠席でございます。

また、風連町の富永委員が欠席ということでご連絡をいただいております。黒井委員がまだ席に着いておりませぬけれども、若干遅れるということで確認をしているところでございます。

委員会の進め、以降につきましては福光委員長の進めで、よろしく願いいたします。

**2. 委員長挨拶**

福光委員長：どうも、ご苦労さまでございます。

いよいよ冬というような予感がしてまいりましたけれども、皆さん方には大変寒い中、また忙しいところをお集まりをいただき、ありがとうございます。

私どものこの基本項目の検討もいよいよ大詰めというような感じがしてきておりまして、大きな課題が残っておりますけれども、事務事業の取扱いについては、あと数える程の本数になってきましたので、是非とも精力的に審議を進めていきたいと考えております。

今日、皆様方のお手元に協議事項を提出しておりますけれども、できれば9番目の総務事務の取扱いまでいきたいと考えております。是非とも熱心な議論をいただきながら、スムーズに進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**3. 議 事**

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきますが、協議事項の継続になっております項目につきましては、新市の名称、或いは事務所の位置は、先だっの地元紙にも協議が急がれるというように書かれておりましたけれども、事務機構及び組織の取扱いが、運営小委員会に一定程度議論をしていただくことになっておりますので、その結果で新市の名称、或いは事務所の位置を議論をしていきたいと委員長としては考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、地方税の取扱いについては、これは継続となっております、19日に議論をしていただきました保育料の取扱いと一緒に、これも一定程度幹事会の中で差し戻すような形で議論をしていただいて、再提案してもらおうということにさせていただきたいと思

っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前段19日、資料をお配りをしていると思いますけれども、保健福祉部事務の取扱いについて協議をしてみたいと思います。今日はそれぞれの保健福祉担当の部課長が出席しておりますので、皆様方のご質問に十分にお答えできるような態勢になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速協議に入らせていただきます。

保健福祉のC-14のうちのC-1-2生きがい活動通所支援事業について協議をしてみたいと思いますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

得能事務局参事：事務局の得能でございます。

今日使います資料は、先程委員長の方からありましたように、前回お配りをいたしております横長の風連町・名寄市合併協議会の調整内容という資料がございます。右上の方に資料1というふうに振ってございます。これらの資料、資料1から9までございますが、それを使います。それと合わせて、これも前回お配りをしております第12回の基本項目等検討小委員会という縦長の資料がございますが、今日はこちらの資料から入ってまいりますので、お手元にご用意をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず資料1の1ページをご覧くださいと思います。右上の方にC-1-2生きがい活動通所支援事業ということでございます。この現況につきましては、その下の升のところに記載がございますが、風連町、名寄市とも、介護の対象にならない、どうしても家の中に閉じこもりがちなお年寄りを中心にしながら、それぞれサービスを展開して、日常生活の訓練或いは市民活動のサービスを提供していこうという事業でございます。

事業の対象等についてはそこに記載のとおりであります。事業内容等については、そんなに大きな差はございませんが、ただこれが社会福祉協議会が中心として行っているサービスでございますので、社会福祉協議会が委託と直営という形での差がございます。その差につきましては、社会福祉協議会の統一に伴いまして、徐々に統一をされてくるというふうに思っておりますが、この利用料金について、1回当たり1,000円と、それから名寄市の場合は単独型施設で930円、併設型施設で870円ということで差がございます。

それで、これらを受けまして、この縦長の幹事会調整方針の方に戻っていただきまして、それぞれ次のように統一を図りたいということでご提案を申し上げます。ひとつ目の四角の中の調整方針というところをご覧くださいと思います。

1点目としては、実施の方法が社会福祉協議会への委託と直営ということで差がありますが、先程申し上げましたように、新市においてはひとつの組織となるということで、徐々に解決をされていくと。

2つ目としては、利用料金についての若干の差につきましては、名寄市のこの金額というのが、介護保険の報酬額から算出をしておりますので、そこを基準としながら、新市において統一をしていこうと、このような調整方針でございますので、よろしくご協議をいただきたいと思っております。

福光委員長：今、事務局の方から説明がありましたけれども、皆様方の方で何かお尋ねになることございますでしょうか。

あり方については、新市になって統一をされていくということございまして、ここで一番の議論の問題は利用料の問題ですけれども、これは単独型と併設型がありますけれども、風連の場合の1,000円が930円になるということございましてね。ですから名寄市の料金に統一するということがございますので、そのことについてはよろしゅうございますでしょうか。意見ございますか。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤ですが、担当の方にお尋ねいたしますけれども、サービス内容について、風連町は具体的に書かれているわけですが、名寄市のこの自立支援サービス利用判定基準という部分のサービスの内容についてお知らせを願いたいのですが、よろしく願います。

福光委員長：はい、よろしいですか。

鹿野説明員：名寄市の高齢福祉係鹿野と申します。

名寄市で実施しております生きがいデイサービス事業のサービス内容のことですが、風連町とほとんど差はないと思います。実際には具体的には日常生活訓練、趣味活動、食事、入浴という主なサービス提供内容がこちらでございます。あとこちらにつきましては、利用者については送迎を実施しております。

以上でございます。

福光委員長：そうしますと、現在風連町でやられている内容と同じ内容だというふうに理解してよろしいですか。風連町にないサービス事業ありますか。

鹿野説明員：概ね一致していると思いますが、若干それぞれの施設によってはサービスの提供の手法ですとか、具体的な内容に差はあるかと思いますが、それはそれぞれのお年寄りの実情に合わせたサービスを提供するというところで、実施内容につきましてはそれぞれ創意工夫をして実施をするということですので、差はあってもそれは統一が図れるというふうに、事務局サイドでは認識しております。

福光委員長：佐藤委員、よろしいですか。

他に発言ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、調整方針としてこの2点、実施の方法が社協への委託と、それから風連町さんは直営であるけれども、新市においてひとつの組織となるため、そのことに伴い統一をされていくということと、それから利用料金については、介護保険の報酬

額から算出された名寄市の例を基本に、新市において統一するという調整方針でよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定させていただきます。  
それでは、2番目の外出支援サービス事業について説明をお願いいたします。

得能事務局参事：それでは、今の資料1の2ページをご覧いただきたいと思います。  
外出支援サービス事業ということで、それぞれの地域にお住まいのお年寄り或いは障害をお持ちの方等につきまして、移送用車両等によって、通院或いは施設利用の送迎を行うというサービスでございます。利用対象者につきましては、それぞれ65歳以上という、或いは体のご不自由な方という形で、そんなに差はないということであります。

これらにつきまして、ただ利用料金が風連の場合は無料、名寄の場合は1回200円という形でやっておりまして、これは道の補助事業ということでもありますので、道の補助が4分の3、それぞれ自治体が4分の1という形の事業でございます。

これらを受けまして、縦の方の幹事会の方針であります。この事業につきましては、引き続き道の補助制度を利用しながら継続をしていくという方針がひとつ。

それから、もうひとつにはこの違いのある利用料金については、一部負担を原則に新市において統一をする、このような幹事会の提案となっておりますので、よろしくご協議をいただきたいと思っております。

福光委員長：ご質問ございませんか。

調整方針としては、今提案のあったように、外出支援サービス事業については、引き続き道の補助制度を利用するという事で継続していくと、事業そのものについては、

利用料金については、風連町さんは現在無料、名寄市は1回200円ということになっておりますが、これは新市になってから、負担ということで統一をしていくという提案でございますが、ご意見ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、このような調整方針で決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、このように決定させていただきます。

続いて、軽度生活援助事業と、それから生活管理指導事業、指導員の派遣、このことについて説明をいただきます。

得能事務局参事：それでは、資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。右上の方にC-1-6 軽度生活援助事業、それからC-1-11 生活管理指導事業(指導員

派遣)ということで、2つの関係項目ということで整理をいたしました。これらの項目につきましては、それぞれ採用しているといいますが、選んでいる道の補助メニューが違います。ただあくまでも事業の目的というのは、高齢者の方々の福祉向上を目的とするサービスということで、ここにまとめさせていただきましたけれども、風連町さんが選択をしているのは、道の補助メニューの中の軽度生活支援事業というメニューでございます。名寄市の方は生活管理指導事業ということで、それぞれ選択をしている事業のメニューが違います。ただ目的は今申し上げたように、高齢者の方々の福祉向上を目的とするということで、ひとつにくくらせていただきましたけれども、それぞれ制度が違いますので、中身が若干利用料等が違う場合があります。

これらにつきましては、既に資料を事前に配付をしておりますので、お読みいただいているものということで、詳しい説明については、そこに記載のとおりということで省略をさせていただきますが、幹事会の提案といたしましては、縦型の2ページの方になります。2ページ一番上の四角の中の軽度生活援助事業、並びに生活管理指導事業ということで、高齢者の福祉向上を目的とする本サービス事業は、先程申し上げましたように、道の補助メニューに一部違いがありますけれども、基本的には新市においても引き続き実施をするということで、方針としては、今申し上げたとおり、両市町が選択をしている補助メニューは、新市においても引き続き実施をしていくと、このように調整方針といたしましたので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

福光委員長：ご質問ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：これまで、風連町さんが取り組んでおりました軽度生活援助事業、補助メニュー、それから名寄市は自立支援ヘルパー派遣事業という2つのそれぞれ違った補助メニューですけれども、それはそのまま引き続き新市においても実施していくということで、調整方針として決定させていただいてよろしゅうございますか。問題ございませんね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定させていただきます。

そして、次は軽度生活援助事業ですね。除雪サービスの件について説明をいただきたいと思います。

得能事務局参事：それでは、資料の4ページ、5ページになりますが、ご覧いただきたいと思います。

今度は、今、風連町さんが選択をされております軽度生活援助事業の中の、この除雪サービスに関する部分、これは名寄市も選択をしているわけでありましてけれども、ここは少し違いがございます。

事業の目的としては、この冬期間の雪からお年寄り、或いはいわゆる雪に対しての弱者といいますが、そういう方々をこの除雪をするサービスを提供していこうというものであ

りますけれども、対象世帯等については、独自で除雪をすることが困難でありということ  
で共通をしていると思っておりますが、このひとつには除雪体制に大きな違いがございま  
して、風連町の方は、風連町高齢者事業団に委託をしております。これは機械ではなくて  
手作業による生活路の確保という事業になっております。

これに対しまして、名寄市の方では、これは除雪業者による機械除雪というのを基本に  
このサービスを展開をしております。市内の除雪業者及び町内会等に委託をして、除雪機  
による除雪ということで実施をしております。その区分もその右側の方の事業内容と  
いうところに1、2、3というふうに書いておりますが、門口の除雪、或いは玄関前等の  
除雪、それからこれらをすべてやる除雪、この3段階に分かれておまして、例えばそ  
この料金の関係につきましましては、1シーズン契約でありまして、市道除雪等により門口に堆  
積した雪の除雪の場合は、市民税課税世帯は5,000円、それから2番目の玄関前生活路  
の除雪についても5,000円、1番と2番を選択された方については1万円、それぞれ市  
民税の非課税世帯については3,000円と6,000円という形で、生活保護世帯はこれ  
はすべて無料という形になっております。

このように、中身の違いがございまして、幹事会の調整方針の方に戻っていただきたい  
のですが、ちょうど真ん中の四角になります。

冬期間の生活安全確保の目的というのは、これは共通をしておりますし、道の補助メ  
ニューを使つての事業ということも共通をしております。従いまして、これは当然、豪雪地  
帯でありますから、新市においても引き続き実施をしていかなければならない事業と考  
えておりますが、調整方針としては先程申し上げましたように、名寄市は除雪業者による機  
械除雪、それから風連町は高齢者事業団による手作業による除雪と、内容に差がありま  
すので、名寄市の先程申し上げました、この次に という項目を1項加えまして、  
風連地区のみを対象とした手作業による玄関前と生活路の除雪という項目を1項加えます。

合わせて2番目として、料金体系に風連地区のみを対象として、この手作業による玄関  
前と生活路の除雪を選択をした場合は、1シーズン市民税課税世帯で1,000円、それか  
ら市民税非課税世帯では500円、これを加えて統一をしたメニューとして実施をしてい  
くと。当然名寄市の規定にございますように、生活保護世帯については無料という形で統  
一をしていこうというのが幹事会の調整方針でありますので、どうぞよろしくご論議をい  
ただきたいと思えます。

福光委員長：門口除雪について、今、事務局の方から説明ありましたけれども、何か  
ご質問ございますか。

はい、斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：ただいま提案された除雪の問題ですが、非常に名寄でも高齢世帯が増えて  
くる中で、冬の除雪の問題は非常に大きな課題でありまして、従来町内会へのボランティ  
ア活動なども要請しておったのですが、だんだん高齢化と、こういうふうなことになりま  
して、うちでは15年からこの制度が今やっと入って、去年1年やって非常に喜ばれてい  
る制度であります。

ただ、皆さんも今説明を聞いておわかりのように、課税世帯ですと大体5,000円から1万円の負担と、こういうことで、手がでないものですから、ただいまの風連町の方では手作業で1シーズン1,000円と、非常に喜ばしい内容なのですけれども、そういう点でこの差は大きいものですから、どのような協議だったのか、1万円と1,000円とでは10倍もの差があるものですから、ここら辺の論議はどうだったのか、この点まずちょっとお知らせいただきたいと思います。

福光委員長：幹事長。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、1万円と1,000円との比較ということには、相なりません。それは比較は少し無理かなと思っております。

根本的には、介護保険が入ってからすべてサービスは一部負担を入れてやりましょうということで取り組んでおりまして、議論といたしましては風連町さんは今無料でございませけれども、全体の福祉サービスと介護保険とのバランスで一部負担を入れていこうと、こういうことでございまして、手作業で行っておりますので、1シーズン市民税課税世帯1,000円、非課税世帯500円、生活保護世帯無料と、こういうような対象になっておりますので、これは今までどおりのやり方で、しかし一部負担を導入していくと、こういうような考え方でございます。

福光委員長：斉藤委員。

斉藤委員：そういうことではなくて、実際利用されている人たちにしてみれば、高齢でもあり、是非そういうふうな除雪をお願いしたいと、こういう声があるわけですね。

しかしご案内のように、国民年金受給者などの人たちにしてみれば、非常に安いものですから、お願いしたいのだけれども、この5,000円なり1万円というものに対しての声がある。そのときに風連町では500円なり1,000円と、こういうふうなものが名寄でもできないのかと、こういう声、思いがあるということを言いたいので、そういうふうな思いに対しての点をお尋ねしているので、お願いしたいと思います。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事長ですけれども、そういう議論はずっとしてきておりまして、実は名寄市でもこの制度を取り入れるまでは手作業でやっておりました。やはり社協に委託をいたしまして、社協の方が手作業でスコップを持って、各高齢者宅を訪問して、声かけ運動も含めてやると、こういうようなことでございました。

そうしますと、数が非常に多くて限度があるものですから、家庭によって行く時間が非常にまちまちになりまして、特に通院をしたい、買い物に行きたいと思う時間になかなか除雪がされていないということの要望がありました。

従って、朝、除雪車が走ったら、その後ですぐこの出られるような体制をとってくれな

いだろうか、このような要望がありまして、手作業では当然それは無理だということでもあります。この制度に踏み切ったという経過からいたしまして、当然機械作業をいたしますと、経費等もこれはかかるわけでありまして、一部負担を導入させていただいたと、このようなことでもあります。

単価の差については、声があることは事実でありますけれども、これまたサービスの差もあるということでの理解をいただこうと、こういうふうに思っております。

福光委員長：はい、斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：何が何でも風連町の安いのを名寄に合わせろというような乱暴な言い方はしないので、できれば風連町のような、そういうふうな形で料金がいけば、名寄の高齢世帯、特に国民年金生活者の方たちにとってみれば、喜ばれることでもあります。

ただ、今、幹事長言いましたように、ちょっと内容も違うと言いますけれども、かたい雪を本当に、特に3月、機械で行ってやるという、或いはまた時間の問題もあるということもあって、概ねこういうふうな形で喜ばれるならいいなと、こういうふうなことで来ておったわけでありまして、そういう面では風連町の心配なのは、事業費84万4,000円で、しかもそれは手だというふうなことで、これ十分道の補助もあるにしても、そういうふうなものがずっと続けていける保障だけちょっと確認させておきたいと思えます。

福光委員長：幹事長でいいですか。

今幹事長：もうひとつ付け加えて説明をすべきだったかもしれません。

名寄市の場合はこれ一辺倒ではなくて、もうひとつ斉藤委員が先程話したように、町内会のボランティア除雪というのもございまして、この門口除雪の対象になる人と、それから町内会でもさらにボランティア除雪をやっているということですから、そのすき間を埋めていただいているといいますが、そういうような状況であります。

ただ、町内会のボランティアをする方が高齢になってきているということもございまして、これについてはこれからまた検討の余地あるかなと思っております。

風連さんの場合は、対象は101世帯ということに聞いておりまして、公営住宅も非常に多いのではないかと、こういうようなこととございます。今言いました高齢者事業団に委託をさせていただきますから、高齢者事業団の年齢構成が今後どういうふうに推移していくか、これらも含めて、これからずっとこのままの体制でいけるといふふうに私は思っておりませんで、再度やはりどこかでチェックをしながら、体制を整備していく必要があるなというふうに感じているところでございます。

福光委員長：ご理解いただけましたか。

はい、西村委員、どうぞ。

西村委員：この除雪の問題は、もとは社会福祉協議会に委託されておったのですね。

社会福祉協議会で高齢者事業団にさらに委託をしておいたら、道の監査で再委託はだめだということで、直営の方に差し戻しをしたという経過があるのですね。

しかし、名寄市の全体の予算が一千何百万であり、風連は八十何万であるという差というものは、実態はよくわかりませんが、僕の勘では、風連町が比較的十分に除排雪が行われておるといような面もあるし、それから私の町内に限って言えば、なかなか大雪が降ったときは高齢者事業団というものが、全体を廻り切れない場合もあるのですよね。そういうときはみんなで町内の者が出て除雪をしてやってやるというように、特に組織立ったものはないですが、隣近所でそういうような互助の精神でやっていると。例えば見守りというのですか、そういうような運動の中でやっておるのですよね。そういうのがあって、余り組織立ってはいないのですけれど、そういうものが重なって八十何万でおさまっておるといふふうに私は理解しておるのですよね。

ですから、いろいろな面で陰に隠れた金額というものはかなり大きなものがあるのではないかと思いますけれど、現実はそのような状況で、みんなの助け合いでやっておる部分も多分にあると思っております。

以上です。

福光委員長：野本委員、どうぞ。

野本委員：ちょっと1点お尋ねをいたしますけれども、風連の場合、それぞれで限られた階層の皆さん方に対するサービス行為ですけれども、基本的にはサービスの低下を極力招かないような手法をとられることが一番当然なのですが、仮に今、名寄市の、の次に風連のを入れることによって、大体うちの事業でこれ三百数十万の事業ですから、15年実績の84万がこの1,500円入れることによって、この八十何万からその分は当然有料化になるわけですから、その分はおおよそ八十何万の何分の1ぐらい歳入に見込めるような推計をしているか、ちょっと。

福光委員長：市民税の課税世帯が何ぼ、非課税世帯が何ぼという数、わかればということでございます。

どうぞ。

手間本説明員：済みません、ちょっとお時間いただけますでしょうか。課税と非課税の人数だけわかれば収入つかめると思いますが、ちょっとお時間を。

福光委員長：野本委員、いいですか。

野本委員：私が言いたいことは、これは恐らく八十何万かのうち、20万か30万か何ぼか、そんなにならないかもしれない。この辺がそれぞれ国や道の分、単独事業展開を既にスタートをしている事業、こういったものがしかも高齢者の労力の困難な限られた家庭の方々に対するサービス事業、これずっといろいろありますけれども、これは今日すぐ

これは押しなべてこういった事業はどんどんあるのですけれど、これらをぜひ部会並びに幹事会の段階で、この間の会議からよく名寄市の例によるとか、いろいろありますけれども、極力その を手作業を入れることによって、財源的には幾ばくかの歳出減につながると、それはわかるのですが、当面これは緩やかな負担という意味も踏まえて、これは極力わずかな金額であれば、あえて合併時に事業の一元化を図ることも、これはやっぱりそういった弱者の救済という、特定福祉の部分についてはそういった行政配慮があってしかるべきだと思いますけれども、幹事長のお考えは。

福光委員長：はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事長今ですけれども、冒頭ご説明しましたように、介護保険の導入に伴います介護保険対象者のサービスと、それから自立をしている方のサービスと、これのバランスをとっているということなのです。介護保険の場合はご承知のとおり10%負担ございますので、この事業ばかりではなくて、今まで審議いただいたこともすべてそうなのでありますけれども、それが10%になっているかどうかは別にいたしましても、介護保険の要介護になっている方と自立でやる方とのバランスを、お互いに自己負担を一部負担を入れながら事業展開していこうと、ここを基本に置いておきまして、それで一部負担をしていただくと。特に財政云々ということもありますけれども、基本的な考えは、そのところの介護保険とのバランスということで考えているところでございます。

福光委員長：歳入としては、この1,000円と500円いただくことによって、歳入は微々たる大きな金額ではないとは思いますが、幹事長が言ったように、介護保険の絡みでの負担のあり方と整合性を図っているというふうにお考えいただきたいと思えますし、これからご審議いただく内容の中で、そうした人たちにとってメリットのある部分も出てきますので、総体的にそういったこともお考えをいただきたいと思えますし、斉藤委員が先程言って、名寄市は非課税が最低でも3,000円なのに、1,000円でどうかという話もありましたけれども、そのところはご理解をいただけるように、是非お願いをしたいと思います。他に発言ございますか。

はい、林委員。

林委員：林ですけれど、ちょっと私もわからないのです。この事業費の額が84万と1,140万ということの意味と、今の話と絡めると、ちょっとわかりづらい感じを持っておるのですけれど、或いは勘違いしているのかもしれないですけれども、いわゆる対象者がどれだけ云々とあるのですけれど、概ね人口規模によって云々ということになる。12倍近くなっているのかな、その事業費として見ればですよ。ここだけで見れば。

そうだとすれば、いわゆる一部自己負担を入れるのだということと、その辺に若干矛盾が出てこないのかなという感じを受けている。同じような事業費を使ってやっておるのであれば、当然それなりの並び方が必要なのでしょうけれども、そういうことで風連の場合はかなりの部分をいわゆる先程、西村委員さん言われたボランティアに頼ってやっ

すよと。それからそれらが一切積算されない中で、そういうことで自己負担が云々という話になると、何かちょっと私はバランスを考えたときに、大した金額ではないです。こんな500円、1,000円の金額ではなくて、非常に心理的な問題として、後へ引いていくような気がするのですよね。

これから風連も当然引き続いて議会がまず先になって、住民説明会やられるのでしょけれども、やっぱりその辺のことをいろいろ住民の理解を得ていくという考え方の方を考えたときに、或いはちょっとのことだけれど、変な形でこういうことだけが表に出て、やっていくということの難しさというか、いずさというか、そういうものが出るのではないかなということをやっと心配しておるのですけれども。

福光委員長：ちょっとお待ちください。

よろしいですか、今、林委員がお尋ねになったことについて、幹事長。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、金額が風連さんの場合101世帯で84万4,000円、名寄の場合は370世帯で1,140万、いかにも同じサービスであればバランスを欠いているなというふうに思いますけれども、先程お話がありましたとおり、風連の場合と名寄の場合とサービス内容が実は違っているということになります。名寄の場合は本当の入り口だけと、それから生活通路ですから、道路入り口とそれから玄関先までと、この2つに分けてやっております。

除雪車が来てはねた雪だけを除く場合と、それから玄関先まで距離がありますから、その玄関先までやる場合ということに分けてやっております、それをすべて機械でやるということで対応しておりますので、事業費としては少し割高になる。もちろん希望であります。私は玄関前まで、つまり生活をする部分までしてほしいと。いや、いや、私は門口だけでいいということで、希望をとっておりますけれども、そういうサービス内容の差によつての事業費の割高というのがあるのではないかと考えております。

尚、先程ども言いましたように、名寄の場合も町内会で除雪ボランティアという組織をつくっておりますので、それによるボランティア除雪も当然入れておりますけれども、それはこの中にはカウントしておりません。その機械除雪をするという割高感、それはサービスの内容、時間もありますので、先程言いましたように、朝とにかく早く、通院或いは買い物に間に合う時間に全部あけてしまうということもありますので、このような1軒当たりの事業費にするとバランスを欠いているというふうに見えるのではないかと考えております。

福光委員長：林委員、どうぞ。

林委員：ただ、これ通院云々という、これは風連も同じだと思うのですよ。これは変わらないと思います。

やっぱり、受益者にしたら、当然同じような要求でもって出ていく話であって、300軒で1,100万、それから100軒で80万という世界はよほど気をつけて考えないと、

それはサービスの差は、だって風連だってやっぱり除雪した雪から、それからいわゆる入り口まで、屋根の雪落ちれば落ちたてやらなければならないでしょうし、距離の遠い、近いはそれぞれの家庭の道路からの構成の問題であって、ちょっとうちの助役に聞きたいのですけれど、どう思います、この辺のこと。

福光委員長：池田副幹事長。

池田副幹事長：池田でございます。

今の質問にありますとおり、名寄市と風連町の体系が非常に違うといえますか、どちらかというとな寄さんの方がきめ細かくそれに応じることができる事業内容になっておりまして、うちの方は高齢者事業団に世帯は100戸程度なのですが、ここは主に風連の場合は公営住宅の申し込みが主となっておりますから、比較的事業団の動ける範囲といえますか、そこは事業団の方の考え方もありまして、比較的軽度にはできたと。これがくまなく町内全域にわたっていけば、この金額ではちょっと済まないのかなといった面では、合理的に事業団が委託を受けるから、こういう経費の面でも大きく差が出てくると。名寄さんは 番から 番までであるように、それぞれ要望に応じて組み合わせができるといったところが、うちらとは構造的な形の中で区分としては大きな差があるのではないかと考えるところでございます。

福光委員長：林委員、ご理解いただけますか。今のお答えで納得できたお答えになっておりますか。

はい、野本委員。

野本委員：結局、名寄さんもあくまでも 、 、 事業も生活保護世帯は全く無料ですから、うちのこの100世帯の事業内容の でいきますから、104の中にも当然生活保護世帯の方も何戸かいらっしゃるのでしょうか、もちろん。

ですから、これは税のときにも申し上げたのですけれども、いつだかのこの小委員会のときにも今幹事長も力強く、この合併問題と並行して、我が町風連町でも今、行革に果敢に取り組んでおりますし、名寄市におかれても当然それなりの行政のスリム化に向かって、内部で十分ご検討されているやにお伺いをしていますけれども、こういった限られた生活保護に準ずる、本当におじいちゃん、おばあちゃん、足も夏場でもやっと歩けるような、そういった恵まれない家庭の方々のこういった豪雪地帯における係る事業展開で、よしんばこの500円、1,000円の形を、それこそ私は非常に嫌な言葉なのですが、すぐ名寄市の例にするとかという、そういった考え方で、既存の無料化を有料化に持っていくという考え方については、それは当然十分な省力化なり、いろんな効率化の中で係る財源などは十分埋められるのではないかと。

またはそういった形でやはりこの事業の全体を通して、住民サービスの低下を極力避けるという、ましてこういった弱者の方々に対するまた別の配慮、そういった形で部会の中でも十分協議を当然していると思えますけれど、だからあえて従来のこの八十何万の中で

仮にこういった を加えて有料化に入っていくことが、果たしてベターかどうかちょっと疑問を感じるころなのです。林委員と私も同じことなのです。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：先程もお話ししましたとおり、財政的な措置そのものよりも、やはり介護保険とのバランスをとったというのが非常に重要視なのであります。これは除雪サービスだけではなくて、先程も言いましたように、今まで議論いただいた外出サービスしかりでありますし、その前に議論いただいた生きがい通所サービスもしかりであります。

従いまして、介護保険が導入された年に、それまで福祉サービスとして実施をしていたところで、介護保険の対象にならない人をどういうふうにするかと。どういうふうにサービスを持続していくのかと、このことの議論であります。

従いまして、道でもこの補助制度を残したというのは、介護保険の対象にならない方への今まで続けてきた福祉サービスを継続していくために、この制度を残しているということなのであります。財政議論というよりも、むしろ先程も言いましたとおり介護保険とのバランスの上から、一部負担をお互いにしていただくということに中心的な議論をしたということでありまして、必ずしも名寄市の例に倣うと、このことだけではございません。

名寄市の例に倣うとすれば、このサービスのありようも含めてやらなければなりません。除雪を手作業でなくて機械除雪にするということなども、サービスの同一化を図って、料金の同一化を図っていくということをしなければなりませんけれど、そうではなくてそれはそれでまた、今まで手作業で高齢者事業団に委託してきたという風連町の実績もあるわけでありますから、それで十分にボランティアの除雪と絡めて対応できると、こういうような判断をしておりますので、こういうような設定にしたということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

福光委員長：林委員、どうぞ。

林委員：その事務当局というか、そういう方の考え方としてはわかるのです、それは。わかるのですけれども、やっぱり私、前にもちょっと1回言った経過がありますが、風連町と名寄市との置かれる立場の違い、これも大きくやっぱり参考に入れてもらわないと、風連は非常に、皆さんどう思っているか知らないけれど、微妙な要素を持っているのですよ、この合併ということについては。そうだとしたときに、こういう話だけが先行していくと、非常に難しい事態が私は生じると思って、できることであれば、やっぱりこうやってせっかくやり出したのだから、スムーズに合併が成り立つということを前提にも幾らか考えないと、あえて私、うちの助役にそういう質問をしたのですけれど、やっぱりそれはそれぞれの今までの経過というものを大事にしながら、金額はある程度似通っている金額でやるならいいのだけれども、これだけ町の持ち出しとか何かが大きな差がある中で、では何であえてと、一定の年限、やっぱり今の体質そのまま維持していくとか何とかというような基本的なものが、それはいわゆる大きな政治的な判断も要るのだろうけれども、や

っぱりそういうものがないと、私は今のような形で特別変わらないのに、名寄がこれだけの予算使ってやっておるし、負担あるのだから、風連も今回から負担を取るのだということの論法は、私としてはちょっといかがなものかと思えます。

福光委員長：林委員、野本委員から、若干のそのあたりのところのご意見が出ましたけれども、他に発言ございませんか。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、どうなのでしょうね、風連の場合は特例区を設置していくわけですから、その中の事業メニューということで、今回の調整内容とは若干変わる形で検討していったらいかがでしょうか。

福光委員長：今、佐藤委員から、特例区の事業という形でできないのかという発言でございますけれども、幹事長の方で答弁できますか。

はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：先程来お話をしているのですけれども、今まで議論いただきました生活援助の関係、外出援助の関係、軽作業の関係、こういったこともすべて考え方を統一しましょうと、こういう意味なのであります。

一部負担を入れたという意味は、くどいようですが介護保険とのバランスでありますから、すべてそれらについて考え方を統一していきましょうと。特に特例としてこの統一から外す場合の理由と伺いますか、そういったものを議論をこれからしていかなければならないと、幹事会の考え方としては、この福祉サービスについて考え方を統一していくと。一方では自己負担がある、一方では自己負担がないというようなことがないようにしていきましょうと、これが幹事会の考え方なのであります。

それが少し先程林委員おっしゃったように、政治的判断も必要ではないのかというようなことなのか、或いは、いや、そうではなくて、幹事会で話した福祉サービスに対する考え方の統一ということにおさまるのかということでの議論を少しいただきたいと思えますけれども、幹事会としましては、考え方を福祉サービスについて統一をしていこうということです。

尚、この事業については市町村事業でありますので、特区事業にはならないのではないかと考えております。

福光委員長：佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、今、幹事長の言われたとおり、考え方を統一化していくというのは、非常にひとつの自治体としては根本的なことですから、大事なこととして理解をしているところでありますが、一方で緩やかな合併という大きなものがありますので、将来的には確かにそういう方向に行かなければならないでしょうが、今あるこの大きな差を

統一した考え方という名のもとに一気に統一していくというのは無理があると。

林委員のおっしゃったとおり、合併そのものにまでも影響を及ぼしかねないという危惧があるわけですから、そこのところは将来的にはそうだけれども、今過渡的にケース・バイ・ケースで対応していかなければならないというのが、私たちの知恵の使いどころではないのかなと思うわけですが、如何でしょうか。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事長今ですけれども、名寄市と風連町との考え方を統一するということではなくて、福祉事業に対する考え方を統一していきましょと。風連さんでも軽度生活援助については利用料をいただく程度と。同じ福祉作業でも除雪については利用料をいただいていないということでもあります。これはやはり介護保険とのバランスでいきますと、いろんな理由はあるかもしれませんが。豪雪地帯であるということなども含めて、雪と生活とが一番かかわりの深い地域だということもあって、そこのところの無料化ということにしていることかもしれませんが、この際、介護保険とのバランスということで、福祉サービスについての考え方を統一するということで議論してまいりましたので、なおご議論をいただければと思っております。

福光委員長：幹事長の説明と発言をしている委員とのかみ合いがなかなかないのですが、例えば先程決定をしていただきました生きがい活動通所支援事業、これも介護保険の絡みですけれども、これは名寄の例に合わせて安くなっているということもありますし、これからも出てくるのでもありますけれども、そうした一つ一つを見ると、高い方に合わせるのかという話になりますけれども、全体と見れば、受益者としてはどうなのかということの視点も必要なのかということと、それからいわゆる一気に名寄市の例に合わせているわけではなくて、作業形態が違うということで、同じ門口除雪だけれども1,000円と500円という、1シーズンですね。そういった名寄と比べての料金の違いというものがあるということも理解をする必要があるのかなと思っております、そのあたりのところも考え合わせながら、確かに林委員がおっしゃられるところの心配は間違いなく、やはり一人一人の対象の人たちにすれば、出てくる意見ではないかと思っておりますけれども、そこところをどうこの委員会で参酌しながら議論をするかということになっていくのだろうと思っております。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：そういう点では、今、委員長言われたように、今の前の外出支援サービス事業では、風連町の方が利用料金は無料ということでしたよね。これは調整案では、合併後に協議をすると、こういうふうになっているのですけれども、今回この除雪はあえてこの料金の額を入れたわけですよね。どうしてもそれは必要だったわけですか。

福光委員長：介護保険という立場から、負担ということになったのだろうと思っております。

齊藤委員：外出支援サービスの方は入れないで、こういうふうな文言になっていますよね。整合性がないのではないかと思うのですけれども。

福光委員長：幹事長、そのあたりのところを。新市になってから検討してもよかったのではないかという齊藤委員の話。

今幹事長：外出支援も一部負担の方向で検討というふうなことです。額は入れていませんけれども、一部負担の考え方はそこで統一をしていきたいと、こういうことなのです。

福光委員長：林委員、どうぞ。

林委員：これちょっと、私、ほかの案件とは違って1,000円のを1,200円にするという話とは全然違うのですよ。

それと、サービスが変わるのであれば、これは話わかるのですよ。だけど今まで除雪をボランティアでやってもらっておったのに、今度からお金取るんだとさという話が、年寄りの中でも広まってしまったら、正直言うと壊れますよ、これ。本当にこの話。それぐらい風連の町というのは、決してそんな名寄の町とは全く情勢違うということも理解いただいて、幹事会としても、ある程度案を出すときには、やっぱりその辺の、だから私、思えば、この前、保育料の問題も出たですよ。やっぱりその辺のこと、これはお母さん方絡む話で、お母さん方、今度保育料上がるのだとさという話、年寄りは今までボランティアでやってもらったものが、今度除雪にお金要るのだとさ、これではとってもしないですよ。風連町もたないですよ、これ。

福光委員長：はい、中館委員、どうぞ。

中館委員：風連の中館でございます。

手数料その他、住民にかかわる負担というのは、やっぱり合併する効果を考えたら、今の風連町のままでいってもらわなかったら、合併は恐らく不可能だと私も思います。

そんなことで、先程外出の賛成、黙っておったのは、大した金額ではなくて、総体的で判断をしますと反対なのですから、この風連のただのものを取るということは、やっぱりこれ風連の助役以下、幹事の方がなっていないのです。自分らどうでもいいのですよ。住民のこと考えていないから賛成するのですよ。そんな幹事会があってはならないですよ。僕は町長に向かって言っているのですよ。町長、おかしいよと。職員が黙って言うこと聞いているよと。町長、どう考えるのと言ったら、いや、そんなこと安いに決まっているべやと、こういう話ですよ。

ですから、やっぱり風連の出ている幹事の方も、風連の町民のためにきちっとしてもらわなかったら、幹事会で決まったから提案されたって、ああ、そうですかと返事できません

んよ、この問題は。  
以上です。

福光委員長：西村委員、どうぞ。

西村委員：あの、私は皆さんと違うんですが八十何万円です全部の除雪、片方は何千万での除雪で数字が違いすぎるのでは。確かに人口の違いはあるが、サービスは変わらないのでは、その事を考えながら協議しては。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：中館委員のご意見なのでありますけれども、私ども幹事会、名寄市出身、風連町出身ということは確かにベースとしてはありますけれども、幹事会、事務局会議で議論するときは、なるべくその立場を離れて、制度としてどうあるべきかということを中心にして議論をしております。

確かに、住民の感情だとか、そういうことはふだん仕事をしておりますから、十分感じているつもりでありますけれども、それを入れて議論しますと、なかなか制度としてもまとまっていけないということでもありますので、その辺は、今、お話がありました名寄の幹事はどうだ、風連の幹事はどうだというご批判ではなくて、作り上げた制度に対するひとつご意見をいただきたいなと思っています。

幹事会でも相当練ったつもりでありますけれども、まだまだ目が届いていないよと、こういうところに目を届いて議論をすべしと、こういうような議論をいただいて、私どもも幹事会として再度議論をしるということであれば、また再度議論をするということでもありますから、あくまでも前提としては、名寄市出身、風連出身というのを離れたつもりで制度をつくっていかうと、こういうようなことをやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

福光委員長：中館委員、どうぞ。

中館委員：ご理解しないわけではないですけど、この場所の論もそうですよ。風連は風連出身で意見言っていますよ。風連はこうですからこうだと。やっぱり幹事会もそのぐらいのことで、背景がやっぱり風連から出ていっていますから、その辺のところも今幹事長はそう言いますが、風連の町民の一員としては私はそうでないと、こう感じております。

そんなことで、ぜひ風連の助役に向かって、きちっともう少し強く要求してくれと言いたいです。

福光委員長：中館委員のおっしゃるお気持ちは十分わかりますけれども、はい、野本委員、どうぞ。

野本委員：先程、幹事長は除雪の問題に絡めて、これは市町村事業だから特例区では云々という発言ありましたけれども、そういう考え方そのものもおかしいと。それはあなたの考え方なのだろうけれども、そういうふうにあえて風連町は合併特例区の道を選ぶわけですから、選択肢のひとつとして。その中の事業を、いや、それは市町村事業だから新市のあれだから、しからばそれは新市の中のまた規約の中で承認を得ればできるのではないですか。頭からそれもできないと言い切るのは、ちょっと言い過ぎではないだろうか。

福光委員長：はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：原則は、市町村の固有の業務、市町村がやらなければならない事業は市町村がやると、こういうことになっています。そのことを申し上げているわけですね。

それで、特例区の議論を、これからも深まっていますけれども、している段階で、特例区で何の事業ができるかと、行為的には。原則は市町村がやらなければならないことは市町村がやります。それ以外の事業で特例区でやる部分については特例区でやりますと。非常にすばっと割り切るとそういうふうに割り切れるということなのであります。

そして、この福祉サービス事業というのは、特例区で自主的にやれる事業ではなくて、市町村がやる事業なのでありまして、そこのところは理解をいただきたいと思っております。

福光委員長：野本委員、どうぞ。

野本委員：それはよくとれば、今、幹事長の発言は、それぞれ風連地区、名寄地区のいいものを膨らませて新市でさらに受けとめるという考え方と、新市だからこれ肯定論と否定論、両方にも受け取れるわけだわ。事案によってはね。

それからさっき介護保険の一部負担のことを盛んに言われておるけれども、それはおじいちゃん、おばあちゃんが今までただのものを、事務的に介護保険の1割負担の平準化を図るために有料化になりますよといったって、それはお役所言葉であって、わしらがすれば、ただのものが何で500円、1,000円かかるのだという論法にどうしてもなっていくのですよ。

だから、もう少しそういう手法でなくて、そういった生活実態をやっぱり介護保険云々で平準化を図るのだというふうに言ってしまうと、既存の生活慣習そのものも否定するきらいがある。そうすれば、なかなかこの合併とは一体何なのだという原点にどうしても入ってくるのではないかと。それを私も盛んに先程から申し上げているので。

福光委員長：幹事長。

今幹事長：確かに、今まで負担がかからなかったことが負担がかかるということについて、気持ちの問題で非常にこれは大変だなと、拒否反応が出るということもわかります。

それは私どもも否定するものではありません。

ただ、制度を構築していくときに、やはりひとつ芯を持たなければならないとっております。基準を持たなければならないとっております。基準に基づいて制度をつくって、さらにそれをどうするかというものは、やっぱり議会があり、首長がおりますので、この辺の議論になってくるだろうとっております。私も決して先程言いましたように、今からなかったものがお金がかかってくるということに対する拒否反応、アレルギーというのは、これは否定できないとっております。

従って、それを制度の中にどういうふうに組み入れていくかということについては、非常に制度をつくる段階では一応基準をつくりましょうと。その基準は何ですか。先程来言いますように、福祉事業について言えば、介護保険とのバランスです。介護保険を受けている要介護の方から見れば、私たちは1割払っています。介護保険を受けない方で自立の方で、確かに保険料は払っているかもしれませんが、今まで福祉のサービスを受けてきました。介護保険が導入されて、そのときから私たちは要介護ですから1割払います。今まで受けてきてずっと要介護でない自立の方、同じサービスを受けて1割払わないのはどういう意味ですかという内部矛盾を起こしはしないかということなのであります。

従って、そこでひとつ制度をつくる際には、1本基準をつくりましょうという意味を先程から申し上げているのでありまして、実態的には私はゼロのやつがお金がかかるぞということに対する感情といいますか、そういうものは十分理解をしているつもりであります。

福光委員長：若干、このお互いに。木賀委員、ちょっとお待ちくださいね。

木賀委員：先程、林さんのご意見を聞いてみると、全く風連町民が疑問持つのは、私もこの数字を見ていれば納得がいくお話だというふうに思います。

ところが、84万円と1,100万円とこれ見ると、本当にちょっと矛盾だらけで、片方は100世帯、片方は300。ただしサービス内容は何も書いていないのですよね。サービス内容を書かないで金額比較しても仕方ないのかなと。この1,100万円もかかるというのは、委託機械だからかかるということだけはわかりますけれども、これは例えばどの程度除雪をする、その頻度とか。

例えば、こっちの高齢者の84万円の方の費用が非常に少ないのは、どの程度の雪のときに除雪して、月に1回なのか、どっと降ったときだけなのか。例えばもし1,000円いただくのだけれども、これは名寄と同じように頻度がぐっと増えますとか、何かそこにサービスに差がないと、ただ金額だけ見てもどうなのかなと。業者に委託しているというからには、何かの基準があって、行くようになっていないのかなと、私は想像するのですが、ただどこらの84万円の風連さんの方は、どういう基準で無料で高齢者の方々がやっているのか、そこら辺のサービス内容がわからないで、金額だけで有料になるとかという話はちょっとどうかなと。比較、検討するのに非常にわからないという感じを受けます、ちょっと。そこら辺の基準はどうなっているのか。

福光委員長：風連、それから名寄の担当、それぞれその基準について、出勤基準。

手間本説明員：風連の手間本でございます。ご苦労さまでございます。

先程来、お話ありますけれども、西村委員の方からもお話ありましたように、この金額だけをとらまえていたら、かなりの差が出てくるのだらうと思います。除雪ボランティアというものは、必ずしもそういう組織はないのですけれども、そういった昔からの関係等々で、除雪をサービスで協力し合っていていただくということが、かなりのこの事業の中に含まれているものと思っております。ただお金には反映されておりません。

風連の中では今101名いらっしゃるのですけれども、先程来、助役の方からお話ありましたように、主に公営住宅4軒で、つながっております、それで私どもの方の精神の考え方は、通院或いは買い物等、そういったときに、出入りができる最小限の通路を確保するというごさまでございまして、名寄さんにありますような門口に堆積した除雪を除くというような、そういった考え方は全くございません。

問題はちょっと違ってくるのは、中にはケースとしては、引き込み道路が長いがゆえに除雪を多くしなければならぬ、時間を余計かけてしなければならぬというケースはあろうかと思っておりますけれども、そういうものは余り多くはないということございまして、そして主に市街、町場の中に集中しております、部落の方もありますけれども、そちらの方は、先程言いましたように、距離がちょっと長くなるのかなというような感じをしております。町場の中では比較的、冒頭申し上げました除雪によるボランティアといいたいましょうか、協力体制というのは多く見受けられる状況でございます。

除雪の方の考え方なのですけれども、これにつきましては時間当たり幾らという金額が事業団で決まっているものですから、たしか1時間、270円だったと思っておりますけれども、ちょっと記憶が定かではないのですが、1時間でございまして。そんなようなことをお願いをしているということございまして。

スコップを持って行ってやられるということございまして。中には時間に間に合わないでということもたまにあるというふう聞いておりますが、そういった方々は役場の方に来て、順番を交換したりして、便宜を図って除雪をしているというのが実態でございます。

以上です。

福光委員長：それで、今、木賀委員からも発言がありましたけれども、いわゆる負担をいただくことによってサービスのグレードが上がるのかどうかという部分ですね。そのあたりのところはどのように議論をされておられるのか。今までと同じであれば、林委員、西村委員がおっしゃられるような、それはちょっと話が違うのではないのかということは当然出てくるだらうというふうに思うのです。そのグレードアップができないのであれば、なかなか理解をしていただけないという状況になるだらうと思っております、今、幹事会で提案されているこの調整方針と今、各委員から発言が出たものとはなかなか一致しませんので、これは委員長としては、幹事会から提案されているとおり、幹事会に提案するというよりも、これはこの委員会で一定程度決定をさせてもらった方がいいのかと思っております。

委員長としては、幹事会の提案どおりご理解をいただこうという考え方ありましたけれども、恐らく一致できないだろうと思いますので、これは委員会として新市で検討するという文言の整理でご理解をいただけるかどうか。幹事会に差し戻してもやはり考え方としては、そのグレードを上げない限りなかなか理解はできないということになれば、なかなかまた難しい問題が出てくるだろうと思いますし、合併後、議会の中でも当然この問題については、名寄市もこの門口除雪のサービスについては、かなり議会の中でやりとりがあって、今のような状況になったという経過もありますので、ぜひ新市になってから、これは検討して、どういったような方法にするのかという方向で取り組んでもらうというまとめ方ではいかがか。それとも幹事長としては、幹事会に1度戻した方がよろしいですか。

委員長としては、先程副委員長とちょっと打合せをさせていただきましたけれども、新市で検討するという文言に変えるということではいかがでございますか。ご理解いただけますか。

斉藤委員：具体的に2番をとということ。

福光委員長：そうです。ここの2番のところを新市で。

斉藤委員：料金体系は入れないと。

福光委員長：料金体系については、新市において検討するという文言整理させてもらっては如何ということですね。暫時休憩します。

(休憩)

福光委員長：再開をします。

改めて、委員長から提案をさせていただきますけれども、この除雪サービス事業についてですけれども、調整方針の1についてはこのとおりとして、2については、料金体系については新市において検討するという文言に修正をさせていただきたいと思いますが、ご意見ございませんか。よろしいですか。

ちょっと事務局の方から発言あります。

手間本説明員：風連の手間本です。

先程、私、ご説明しました分、270円と言ったと思うのですがけれども、これをちょっと申し訳ございません、訂正させていただいて、通常の通路1時間当たり1,000円、それから屋根からおりてきたかた雪の除雪の場合、それは1,200円、1時間当たりというふうに修正をお願いしたいと思います。

それから、84万何がしというお金につきましては、4分の3が道の方からの補助ですから、結局4分の1ということになりますので20万弱ぐらいの持ち出しと。全く町の持ち出しとしましてはそういうことでございます。つまり事業費ということ。年間の一冬の事業費というふうにとらまえていただきたいと思います。失礼申し上げました。

斉藤委員：窓の除雪、屋根の除雪等も委託しているのですか。

手間本説明員：私どもの方で、そういった要請があれば、高齢者事業団の方に委託をするということでございます。通常は一般の通路の確保と。出入りの確保ということでございます。

福光委員長：今、事務局の方からそのような話がありましたけれども、いずれにしてもそのような文言で修正をするということに決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

野本委員：新市において検討されることも方法のひとつだと思うのだけれども、ただ今いろいろ主に風連側の方の意向を十分踏まえた中での検討ということにしてもらわないと、ちょっとこれ無条件に新市へ丸投げということに対してはちょっと。

福光委員長：今、野本委員の発言ですけれども、新市において検討するということは、当然議会で諮ることですよね。議会の中できっちりとそのあたりのところの議論があるということですし、或いは先程から出ているように、休憩前、或いは休憩中にお話があった、グレードが上がらないのにどうなのかということがありましたね、ひとつね。それと今休憩中に話しておりますと、高齢者事業団に委託することも限界が来ているのであれば、名寄市に合わせたグレードの高さまで除雪形態をやるということも話がありましたので、今、野本委員が発言がありました丸投げするのはいかがかということについては、若干それはちょっとそういう形態にならないというふうに委員長は判断しておりますので、新市においてということですから、新市においてそうしたどのような負担のあり方、或いはサービスのあり方がいいのかということについては、十分議会でも、行政側でも検討することになると思いますし、そのことを議会にも提案するし、市にも提案すると。受益者に提案するということですから、それによっておかしなような状況になるというふうには、委員長としては判断できないと思っておりますので、新市において検討するという文言に統一させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：発言がないようですので、そのように決定をさせていただきます。それでは、次の高齢者交通費助成制度という方に入らせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

得能事務局参事：それでは、先程来の資料の6ページをご覧いただきたいと思っております。高齢者交通費助成事業ということで、この事業につきましては、名寄市が独自で行っている事業でございます。概要、内容についてはそこに記載のとおり、70歳以上の方の老人クラブ活動、或いは通院等に交通機関を利用される場合の助成ということでございます。

て、乗車回数券を交付をしていくという事業でございます。

これは風連町の方には制度がございませんが、これらについては調整方針として、幹事会提案の方の2ページに戻っていただいて、新市における交通状況を勘案し、新市において総合的見地から検討をしていくということになります。これは路線バスの状況ですとか、或いはJRの関係ですとか、それぞれ現在の名寄市と風連町で総合的な判断をしなければいけないという点がありますので、このような調整方針といたしました。よろしくご協議をいただきたいと思います。

福光委員長：高齢者交通費助成制度につきましては、今説明があったように、風連町では制度がない、しかし名寄市では制度があるということでございますが、何か発言ございますか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：それでは、交通状況を勘案するという内容ですが、具体的に名寄の場合では、交付状況を説明していただき、それをベースにして協議をすると、こういうふうに理解していいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事長の今であります。

名寄市においても、この制度についての再検討を進めている最中で実はございます。

しかし、その延長線上で検討するというのではなくて、先程事務局から説明いたしましたとおり、路線の状況、それから利用の状況等も含めまして検討し直したいと、こういうふうに考えておるところであります。

福光委員長：斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：具体的な内容は。

福光委員長：具体的な内容ということですか。交付枚数ですか。現状のね。

鹿野説明員：名寄市の高齢福祉系の鹿野と申します。

ただいまの高齢者交通費助成事業の具体的な内容ですが、平成15年度で交付対象者数は70歳以上の市民でございまして、平成15年度で4,360人いらっしゃいました。このうち実際に交付をいたしました人数は全体で1,761名でございます。割合にしまして40.4%というふうになっております。

実際に交付している内訳でございますが、バス路線では市内の循環バスですね。具体的に企業名は名土バスさんですね。それと路線バスとしまして道北バス、それからJRバス、それから鉄道ではJRということで、それぞれ交付しております。圧倒的に多いのが名土

バスの申請交付数でございまして1,575人の方に交付しております。名士バスは智恵文地区の路線がございまして、その路線については92名、道北バスにつきましては6名、JR、JRバスについては44名ということになっております。

具体的な交付方法につきましては、乗車の回数券を交付をしております。これは利用路線によりまして距離、それから料金、運賃等の差がございまして、交付の冊数でもって公平性を図るというふうにいたしております。

以上でございます。

福光委員長：斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：今、交付の回数券がまだちょっと具体的に出ていませんでしたけれども、ちょっとこれは状況はわかっておりますが、再度回数券の何枚発行しているのかをお知らせいただきたいと思います。

福光委員長：はい、事務局、どうぞ。

鹿野説明員：名寄市の高齢福祉系の鹿野でございます。

説明不足で申し訳ございません。

具体的に申し上げますと、名士バスで市内循環バス、こちらは2路線ございますが、こちらを利用する方につきましては14枚つづり、こちらを1冊交付しております。1回交付券の相当額は150円というふうになっております。路線バスを利用する方につきましては、お住まいの地区によってそれぞれ交付枚数が違います。名士バスにつきましては最大2冊、それから智恵文地区の場合につきましては、名士バス利用者については最大3冊、それからJRバスを利用される方は、JR路線にお住まいの方ということで、JRバスの交付券、こちらはそれぞれ利用金額ごとの券のつづりでございまして、こちらを4冊交付しております。それから道北バスを利用される方につきましては、路線のお住まいの地区によって1冊ないし2冊というふうに交付をさせていただいております。

あとJRの回数券につきましては、これは鉄道を利用しなければどうしても通院ですとか、そういうものに支障を来すという方につきましては、あらかじめ希望をとりまして、主に希望をとっておりますのは、智恵文、日進の地区にお住まいの方々でございます。年間11枚つづりの回数券、これをお1人2冊交付をしております。

以上でございます。

福光委員長：斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：以上のような説明の内容で、一定の高齢者の皆さん方にとっては、喜ばれている制度でありまして、そういう点では風連町の方で見ますと、日進の方ですとか、名士バスが走っている路線を見ても、そういうふうな人たちも該当になっていくと、こういうふうを感じるだけに、ぜひこの制度を生かしていくという方向で協議を進め

るように、意見を申し上げておきたいと思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

（「なし」との声あり）

福光委員長：なければ、この高齢者交通費助成制度については、調整方針として新市における交通状況を勘案し、新市において総合的な見地から検討するというところでございます。

意見としては、これは引き続き風連地区にも制度がありませんけれども、名寄の制度に合わせて実施するように求めるということでございますね。

では、そのように決定をさせていただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、そのように調整方針として決定させていただきます。

次に、敬老事業について説明をいただきます。

得能事務局参事：それでは、資料の7ページをご覧ください。

風連町、名寄市がそれぞれ行っております敬老事業について記載をしております。

言うまでもなく、この敬老事業の目的、精神は、両市町とも変わりはありません。ただ対象者並びに交付金額が、風連町の場合は72歳以上の方に1人につき1,000円を交付をしている。名寄市の場合は75歳以上の方に1人につき2,000円を交付をしているということでございまして、これらを交付をいたしまして、風連町では各公民館、或いは町内会主催によって地域敬老会をそれぞれ独自の形で開催をしていると。名寄市の場合は町内会等がそれぞれ独自に実施をしている敬老会、或いはその他敬老事業ということで活用していただいているということで現状でございます。

これを受けまして、幹事会方針の3ページの一番上の四角をご覧ください。

調整方針としては、今申し上げたような違いがあります。交付額・対象年齢に差があるため、これは新市において統一をすると、このような調整方針でございますので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

福光委員長：今、事務局から説明ありましたけれども、質問ございますか。

（「なし」との声あり）

福光委員長：年齢がどちらに合わせるか、或いは交付額をどちらに合わせるかは、新市において統一をするということで調整方針提案されておりますけれども、そのとおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、敬老事業については、幹事会提案どおり、調整方針、風連町

72歳以上1,000円、名寄市75歳以上2,000円という交付額対象年齢に差があるため、新市において統一するという事に決定をさせていただきます。

引き続き、在宅介護支援センターについて説明をいただきます。

事務局、どうぞ。

得能事務局参事：資料の8ページ、9ページに在宅介護支援センター、それぞれ風連町と名寄市の現状について記載をしております。時間がありませんので、事業内容等については、既にお読みをいただいていると思います。

両市町の違いにつきましては、名寄市には基幹型、これが1カ所、それから地域型が2カ所、現在設置をされております。風連町にはこれらを合わせた形で、基幹小規模型という在宅介護支援センターが1カ所設置されております。

これが新市になりまして、統一をされていくものであります。実はこの専門部会で具体的な調整方法等を協議をした後、その調整方針の方に戻っていただいて、3ページの方にありますように、厚生労働省がこの在宅介護支援センターのあり方について、実は大きな変更があるということでの説明会がございました。既に皆様方も新聞等で御存じのように、この在宅介護支援センターを地域包括支援センターということで移行していく、なおかつこの介護保険の要介護或いは要支援、それらの方々が増えるのを予防しようというような意向があるようでございますが、その中でこの地域包括支援センターへの移行案というのが具体的に実は示されまして、今後、介護或いは福祉の制度そのものも、この2005年度以降大きく変化をする可能性が出てきたということでありまして、この合併準備期間中にこの厚生労働省が示す新たな制度も視野に入れながら、十分協議を重ねて、これらの制度に沿った形で、新市において新制度として統一をしていくという形で、現在のこの在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの変更も含めまして、これらの新しい制度を十分認識をしながら、協議を進めて統一をしていく、このような調整方針ですので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

福光委員長：今、事務局の説明について、ご質問ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：いずれにしても、厚生省の方針が今変わる状況にありますので、それらが出た段階で協議をして、新市において新制度として統一していくということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように幹事会で提案されました調整方針どおり決定をさせていただきます。

次、介護保険低所得者利用負担軽減対策補助、介護保険料の減免について説明をいただきます。

得能事務局参事：それでは、引き続き、前回お配りをいたしました資料2というのをご覧いただきたいと思います。

この中で、介護保険に関する利用負担軽減、或いは介護保険料の減免という項目でございまして、そこには風連町と名寄市が法減免という形で、同じ制度でやっているものについては省略をさせていただきまして、現在風連町と名寄市の減免制度で違うものだけを記載をさせていただいて、それについてご協議をいただきたいということでもあります。

ひとつには、これは北海道の補助事業でもあります社会福祉法人減免ということで、社会福祉法人等によるサービスについての減免を規定をしているものでございます。これについては、現在風連町の方では制度がございませんので、新市においては社会福祉法人が実施する介護保険サービス等については同じ取扱いをするという専門部の意向を受けまして、同じく調整方針の方に戻っていただいて、その1番目であります。利用者負担軽減対策の道費補助のうち、これらについては両市町同じ取扱いとして引き続き実施をしていく。風連町の方にも対象拡大をして、ひとつの同じ制度として実施をしていくという調整方針であります。

それから、資料の方をめぐっていただきまして、2ページ目でございます。

介護保険サービス利用者負担額助成措置事業ということで、これは名寄市の単独事業ということではありますけれども、これらについても調整方針の方ではその2番目です。1点目の今申し上げました社会福祉法人減免と同様に、新市においても、風連町にもサービスのエリアを拡大して実施をしていこうという調整方針でございます。

それから、3点目の資料3ページ目の介護保険料の減免について、低所得者減免ということで、名寄市の独自減免制度として実施をしておりました。内容についてはそこに、  
、  
、  
というふうに書いてございまして、対象等についてもそこに記載のとおりでございます。

ただ、この事業につきましては、その調整方針の方に戻っていただきますように、名寄市が実施をしている介護保険料の低所得者減免制度については、平成17年度、これで終了しまして、これ以降については国の制度としてうたわれる予定であります。従いまして、新市においては、この国の制度のもとに同じ減免制度が適用される、このようになりますので、統一の基準で新たに実施をするという、こういう調整方針といたしましたので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

福光委員長：事務局の説明について、質問ございませんか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：介護保険料についてはご案内のように、名寄市の介護保険料は全道の市の中でも上から3番目に高いと、こういう保険料になっております。

そういうこともありまして、住民からの請願なども出て、審議の結果、請願が願意妥当として通り、またそういうのを受けて、市としても減免制度を独自につくり上げてきたと、こういう経過があるわけです。そういう点では、数は少ないにしても、そういう高齢者への市の姿勢が問われる内容だと考えております。

それがただいまの説明では、確かに国の制度は今いろいろ論議をしております、今のままでは介護保険への国庫補助が増えるのではなくて減らされて、ますますこれは高くなるのではないかと、こういうような危惧の声も一部にはあるように、やはり目が離せない内容だと思っております。

それだけに、どのような減免制度が国から出てくるのか、はっきりこれはわからない中で、17年度で終了してしまうのだと、こういうふうに言い切ってしまうと、国の制度に丸投げといえますか、ただそれだけでいいのかと、こういう危惧も見えないだけに、率直に考えるわけであります。

そういう点で、減免制度については、国の制度が実施される予定であるのでというのをだけにしないで、従来と同様に続けながら、国の制度も勘案していくといえますか、こういうふうな形で、名寄市の住民の願いできた減免制度を、ただ国の制度ができたからもうやめてしまうというふうに、ここで決めないでもらいたいと、こういうふうに思うものですから、以上のような形でこの辺の修正をお願いしたいと考えます。

福光委員長：他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：今、斉藤委員から発言がありましたけれども、社会福祉法人の減免、これについては引き続き実施するということと、それから介護保険サービス利用者負担助成措置事業、これについても引き続き新市においても継続するということとでございます。

ただ、低所得者減免の名寄市独自でやっている減免、これは議会での議論や市民からの請願もあって、こうした独自の減免措置をとったのですが、今、幹事会からの提案では、17年度で終了するというふうに謳っておりますが、そのことについては如何かという斉藤委員の発言でございますので、幹事長としては、その3番目のところをどのようにお考えになって、このような提案になったのか。

今幹事長：幹事長今ですけれども、これは挙げて名寄市の独自制度だったということで、名寄市の議会での議論を再現してみました。議事録などを見ますと、やはり17年度をひとつの目処にしております、17年度までに一旦これは打ち切ると。ただ、今、国で減免制度ありませんから、絶対にこの新しい制度の中では盛り込まれると、こういうような見込みであります。

改めてこの段階での検討ということになると思いますので、現制度については17年度までと、こういうふうに考えておりますので、現制度をずっと続けるという意味で斉藤委員おっしゃっていますけれども、一応議会議論の経過も含めて、17年度までと1回区切らせていただいて、さらに国の制度があらわれてきたときは国の制度、もしそうでなかった場合には、再度検討ということになると思います。

福光委員長：斉藤委員、どうぞ。

齊藤委員：繰り返し、助役の今の発言のような形で、国の制度がそのときに変わっていくのだと、こういうような内容で来ているのですけれども、実際にそれが今の段階では漏れ聞く内容なのですけれども、非常に住民にとっては厳しい内容に予想されている論議が続いているようであります。

そのときに、そういうふうな論議があったからというだけでなく、やはりそういうふうなこの住民の思いを受けとめていくというふうな面では、この場でこの文書の中で、平成17年度で終了しというのを入れるのは、やはりやめてもらいたいと率直に思うわけなのですよ。

やはり、ここでやめるということ認めるということを、私としてはこの論議の経過などから見ても、入れないで別な言葉にして、実際にそのときに国の制度ができた段階でまたそれがどうなるかという論議はするのですけれども、この場でのこの調整方針の提起の仕方を変えてもらいたいと思うわけなのですよね。

福光委員長：はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：ご指摘のとおり、これは17年度はまだ合併する年度前のことでありますから、やるか、やめないかというのを上げて、名寄市の対応と。しかもそれは議会議論の経過を見てということになると思いますので、少しこの辺の表現については工夫が要るかなと今感じましたので。

福光委員長：委員長としても、これまでの議会議論、それから住民から出された請願を受けて、委員会で審議、協議をした結果、願意妥当という結論に至って、こういったような状況になっているところから見て、ここのところで17年度で廃止、終了するという文言を入れるということについては、私も如何かと考えます。委員会としては、これは合併してもやるということになれば、風連の低所得者の人たちにとってはかなり有意義なことだというふうに思いますので、とりあえず若干文言を整理させていただきたいと思いません。

委員長としては、国の制度を見つめながら、新市においてその制度により統一の基準というふうに、新たに実施するという文言では如何かということ提案したいと思えますけれども、如何ですか。よろしゅうございますか。齊藤委員、よろしいですか、それで。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、事務局、ひとつそのことでよろしく願いをいたしたいと思えます。

1と2については提案どおりでよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、3番目については、国の制度を見つめながらということになりますか。新市においてその制度により統一の基準で新たに検討することになりますか。

すかね。そのように文言を整理させていただきます。よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：はい、そのように決定させていただきました。  
各種検診・精密健康診査等についてという項目がございます。  
事務局の説明をお願いします。

得能事務局参事：続きまして、資料3、1枚物でございますが、各種検診等の取扱いの関係でございます。資料3の方で、それぞれ風連町、名寄市が行っております1ページ目の妊婦・乳児・1歳6カ月児・3歳児の健診の関係でございます。これにつきましては、それぞれの健診時に精密検査の必要があるというふうに認められた場合は、それぞれ医療機関に行くことを管掌して、そこで受診をした場合、その医療費について町や市が負担をしているということで、国と道と自治体がそれぞれ3分の1ずつ負担をし合っている事業であります。

中身的には変わりはないのでありますが、1点だけ風連町の場合は現在妊婦の方の異常が見つかった場合もそれらの制度を適用しているということでございまして、ここが違うということでございますので、これについては調整方針の1点目、4ページ、一番最後の方になりますが、調整方針としては、妊婦以外には相違がありませんので、風連町で対象としている妊婦については、現在通常の妊婦検診、いわゆる個人の方が病院の方へ行って検診を受けるということでもありますけれども、ここで対応ができているということで、しかも風連町の方もここ数年来該当の方がいらっしゃらないということもありませんので、ここについては、この妊婦という項目を外して、ほかは同じですから、ここは統一をしようという方針であります。

続きまして、今の1枚物の資料の2ページ目、裏側であります。各種がん検診等の関係であります。その表に記載のとおり、項目等についてはほぼ同じということで、一部違いがありますけれども、これらについては自治体の必須業務でありますから、当然両自治体がやっております。

ただ、対象とする年齢、例えば胃がん検診の場合は、風連町は35歳、名寄市は40歳というような違いがあります。それから個人負担の方も基本検診でいきますと、風連町が1,300円、名寄市が1,000円という若干の違いがございます。これらの違いにつきましては、調整方針の4ページの方に戻っていただきまして、2番目と3番目です。対象や検査項目の一部に違いのある各種がん検診については、これは両市町の受診状況を分析した上で、合併時に統一の基準をつくっていただくというのが1点であります。

それから、個人負担の違いについては、現在委託先が資料の方にもありますように、旭川がん検診センターや、或いは北海道結核予防協会というような委託先の違い等もありますので、それらを統一するなどして、極力増加させないことを基本に、これは適正額という形で新市において統一をしようという形です。

それから、済みません、行きつ戻りつしますが、資料の2ページ目の方の一番最後、高齢者のインフルエンザワクチン助成事業であります。基本的には65歳以上の方がインフ

ルエンザワクチンを受けるときに、風連町では1人当たり1,000円、名寄市では2,000円ということであります。これにつきましては調整方針の4番目、高齢者のインフルエンザワクチン助成事業については、名寄市は平成13年度から制度周知、PRの意味も含めて助成額2,000円ということで、これはワクチンを受けてくださいということで奨励をしておりましたが、実施後5年を経過して、一定程度定着をしてきたということもありまして、新市においては、これは風連町さんの例によりまして、大体料金が約3,000円ということでありますから、大体3割の自己負担という形で、風連町さんの1,000円という形で統一をしていこうということで、調整方針といたしましたので、よろしくご協議をいただきたいと思っております。

福光委員長：今、事務局から説明ありましたけれども、ご質問ございませんか。よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、調整方針に特別の異議はございません。このような内容でよろしいかと思っているわけですが、ただ資料の方に出てきていますががん検診の対象年齢の35歳と40歳ということについてなのですが、これについては新市で検討するという方向になるかと思いますが、私は医療に関してはもちろん素人ではありますが、最近、私の周辺でも若年層の肝炎等も含めて発症例がございます。ですから検討の場においては、年齢を引き上げるのではなくて、引き下げる方向でぜひご検討をいただきたいというふうに思うものであります。

以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、調整方針として1から4までございますが、2番目の両市町の受診状況を分析した上で、合併時に統一するというところ、このところで年齢の対象者を引き上げるのではなくてということで、意見を付したいということでございますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、幹事会提案どおりの調整方針を了としながらも、2番目の対象者の部分については、年齢を引き上げることのなくということを入れておきたいというふうに思います。そういう意見が付されたということでございますので、幹事会の方よりお願いいたします。

それでは、そのように幹事会提案どおり調整方針として決定させていただいてよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきました。

これで、保健福祉専門部会からの提案を終わらせていただきますが、ここでちょっと15分まで休憩をします。できれば今日提案をされました9項目について、できるだけ終わらせたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

(休 憩)

福光委員長：再開します。

今日お手元に調整案が出されておりますけれども、前回配付されました資料の5から説明をしていただきますが、お手元にある調整案の部会ごとの一括提案をさせていただきますと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

得能事務局参事：それでは、提案の前に、先程資料3ですべてご説明をいたしまして、前回お渡ししました資料4という一覧表になった様式がございますが、こちらにつきましては、保健福祉部の専門部会で、事務レベルで統一をしていこうということで調整が済んでいるものの、専門部会の決裁項目という形で、この委員会に報告という形で提出をさせていただきましたので、これは報告という形でお配りをしたということで、ご容赦をいただきたいと思います。

続きまして、前回お配りをしました資料の5と本日お渡しをいたしました幹事会の調整方針案ということで資料をご用意いただきたいと思います。一括ということでありますから、資料5の1ページをご覧ください。施設整備計画の策定ということで、教育専門部会になります。

まず、訂正を申し上げます。風連町のところの概要の中の風連中学校、風連中央小学校とございますが、風連中央小学校の一番下の行、計画 校舎及び屋体を平成20年度建設予定というふうになっておりますが、これは誤りでございますので、全く削除を、申し訳ありませんが、していただきたいと思います。

それでは、この主に学校の新築、改築ということでの計画でございますが、これにつきましては、風連町が風連中学校、平成20年度の建設予定ということで計画を持っております。名寄市については東小学校の屋内体育館、それから南小、豊西小、名寄中学校の大規模改造ということで、平成19年度からの計画を持っております。

調整方針の方に戻っていただいて、1ページの一番上の段でございます。それぞれの計画がされておりますが、現状の計画を合わせますと、事業年次が重複をする点等がありますので、調整方針といたしましては、新市において策定をされる総合計画の中でこれらの調整を行うこととするという、以上の調整方針でございます。

続きまして、資料の方に戻っていただいて、2ページ以降の各種施設の使用料・手数料の関係でございます。これは2ページと3ページには、学校開放事業ということで、それぞれ風連町の学校開放事業の内容及び使用料ということで記載がございます。名寄市についてはこの学校開放事業については、使用料は無料というふうになっております。

それから、4ページ、5ページには、同じく使用料ということで、教育施設・スポーツ施設以外の施設ということで、福祉センター、或いは名寄市でいけば名寄市民文化センターということで、それぞれ使用目的等については記載のとおりでございますし、使用料金等については、それぞれの基準でそこに記載をしてございます。

めくっていただきまして、6ページ、7ページについては、風連町の方は別添資料ということで、これも同封をいたしました。こちらは教育関係の施設・スポーツ施設でございますが、別表でこのようなちょっと細かい表であります、1枚物の表が前回添付をされたと思いますが、こちらが風連町の各種施設の使用料という形になります。

名寄市については、そこに記載のとおりスポーツセンター、市営球場、それからテニスコート、それから北体育館ということで書いてございまして、各種プール等については、或いはピヤシリシャンツェについては無料という形で、それぞれ違いがございます。

これにつきましては、調整方針の1ページの真ん中の四角のところに戻っていただいて、ここから始まります。1点目の学校開放事業については、新市においても当然継続をすることとする。使用料については、先程申し上げましたように、名寄市は無料ということでありまして、風連町は有料ということで違いがあります。これについては当面現行どおりとすると、それから新市の市民は互いの施設を有効に利用できるものとするということで、調整方針といたします。

それから、2点目もこれは教育・スポーツ以外の施設ということでありますが、これについても料金の違いについては、新市においても当面は現行どおりとするという形の調整方針でございまして、2ページをめくっていただいて、この使用料・手数料の教育・スポーツ施設の分につきましてもそれぞれ違いがございますが、新市においても当面は現行どおりの料金体系とするということで調整方針を持ちました。

これにつきましては、風連町の方が学校開放事業も含めて、全体の施設の利用料金体系ということで、一貫してこの制定化をしたという経過がございます。これらの経過等も考慮をいたしまして、当面はそれぞれの施設については、現行の料金体系でいこうということで、調整方針といたしました。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。

こちらについては、図書館の取扱いでございます。現在風連町の図書館は、これは公民館図書室という位置づけでございます。名寄市の図書館は、図書館法による図書館ということの位置づけでございます。ここに違いがございまして、この調整方針の2ページの方の真ん中の四角のところに戻っていただきまして、それぞれの違いがありますが、これらの上で調整方針としては、合併後に風連町公民図書室を図書館法図書館として位置づけて存続をするということで、これは現在の名寄市立図書館との連携強化を図って、蔵書の有効活用、或いは道立図書館とのデータのやりとりについて、もっと迅速に有効にやっという調整方針。

それから、現在名寄市には図書館法に定められております図書館協議会が設けてございます。これは当然風連町の図書室を図書館法図書館ということになれば、合わせましてこの図書館協議会については、新市において改めて設置をしていくという調整方針でございます。

続きまして、9ページ目の学校給食の実施の問題でございます。これはそれぞれ風連町、名寄市に学校給食センターが現在ございまして、概要等についてはそこに記載のとおりでございます。これらの概要を受けまして、調整方針の2ページの一番下の四角の欄であります。風連町の学校給食センターの施設が昭和48年の建設ということで、相当老朽化をしているということもありまして、調整方針といたしましては、合併後に風連町学校給食センターを名寄市の学校給食センターに統合をして、1カ所でこの学校給食の賄いをしていこうという方針。

それから、もうひとつには、それぞれ現在運営組織・職員、それから配送方法・地場産品の活用等については、それぞれ施設の中で行われておりますけれども、これらについては新市において調整をしていくということの調整方針でございます。

以上、早口で申し上げましたが、教育専門部会についての課題と調整案ということで提案させていただきます。よろしく願いいたします。

福光委員長：ただいま、教育専門部会の課題について、6点にわたって提案がありました。このことについて、何か皆様方からご質問、ご意見ございますか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：一番最初の風連中学校のことなのですが、今、休憩中に斉藤委員ともいろいろお話をしていたわけですが、資料にあるとおり39年ということで、これは火災に伴って突貫工事で建設された校舎であります。私ごとですが、私がちょうど中学3年の1学期が始まって1週間で火災が発生して、仮校舎で過ごして、11月、雪も降る今ごろの時期に自分たちの机、いすを持ち込んで新校舎に入ったという思い出深い校舎のわけですが、そんな事情で、今現在39年という年数もさることながら、設計も、それから施工についても突貫工事で行ったというそういった諸々の障害といたしますか、弊害が現在出てきております。

ですから、ぜひ今後総合計画等においても、そういった経過等も十分に踏まえて、耐力の調査等においても、当然危険校舎としての認定が出ておりますし、今後の検討においては、そういった経過を十分に踏まえて、議論を進めていくべきだと思いますので、発言をさせていただきます。

福光委員長：この20年度建設予定というのは、風連町が現在のところの計画というふうに理解していいのですね。合併すると早まるのかどうかということもありますね。

他に発言ございますか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：私もこの1番目の学校建設については、名寄ではもう論議になっておりまして、南小、豊西、名寄中学校と、それぞれ今の風連中学校よりも新しいのですけれども、子を学校に通わせるお母さんたちの願いでは、早く新しい学校へと、こういう思いが強いだけに、ぜひ施設整備計画の早い年度でこれら学校建設を、名寄では南小、豊西、名寄中

ですが、私、ちょっと風連の人から聞けば、風連中央小学校も相当古くてと、こういうふうな声も聞いたことがありますので、合わせて合併による建設計画が行われるわけですが、最大限、合併の目玉については語弊ありますけれども、そういう位置づけでこれから学校建設をしていく必要があるのではなからうかと。単に策定される総合計画の中で調整を行うという一般論ではなくて、そういう思いを当この委員会としては強調していく必要があるのではなからうかと思えます。

福光委員長：他に発言ございませんか。

野本委員、どうぞ。

野本委員：野本です。

使用料について1点だけお伺いをいたしますけれども、当面風連町においては有料化を図って間もないわけですが、今後これは現行どおりという形ですし、新市に入った場合、お互いにこの施設の有効利用ということで、利用者側からすれば選択肢の幅が広がると。

そこで、こういったスケールメリットを高める意味からも、幹事会の中で、風連町における有料化についての、有料、無料とのこの差の分で、3番目に有効利用の面が出ていますからあれなのですが、こういった合併後も当面は現行どおりという形でまとめられておりますが、この有料化の是非についての議論はどの程度されたか、ちょっとお伺いをいたします。

福光委員長：はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事長の今です。

原則有料化ということについては認識一致をしております。

従いまして、学校開放事業も名寄市はかなり早く実施をしたものですから無料になっていきますけれども、実は有料化検討の項目になっておりまして、実は今回この問題も含めて検討でありましたけれども、風連町さんの今実施をしている有料化の体系と、名寄市の実施をしている体系が全然違いますので、ここですぐ実施をしないで、ある程度現行どおり進んでいってからにしようと、こういうふうになっております。名寄市は個々の施設の有料化ということですが、風連さんの場合は、ある意味ではシーズン券といいますか、そういう取扱いをして、どこの施設を使ってもいいという共通パスポートみたいな感じでやっておられるその体系の違いがありますので、当面は現行どおりいって、それからもう少し体系を整理するような方法でいこうかというようなことであります。原則有料化ということについては、認識一致してございます。

福光委員長：はい、林委員、どうぞ。

林委員：今の関連なのですけれども、私は有料と無料というのはえらい差があるので

すよね。金額の問題ではないですけども。それがそんなに大きな問題ではないのに、この今の表現というか、合併後も当面は現行どおりとするという表現はいかがなものか。そしてその下には、市民はお互いの施設を有効利用。こちらから行ったときには無料、風連の施設を使えば有料、同じ市の中でそういう形が残っていくということは、私としてはいかがなものかな。これは表現その他、考え方をもうちょっと整理すべきものではないかなというふうに感じておりますけれども。

福光委員長：林委員の発言ですけども、有料については、学校開放事業だけですよ。いわゆる学校の体育館を使うときだけ、風連町さんはパスポート方式でやっているから有料になっているだけのことですよね。ほかの施設も一体になったというような形ですよ。名寄市は全部が無料なわけではなくて、学校開放、学校の体育館を使うときだけ無料ということなのですね。

林委員：うちの町は誰が使おうが有料です。

福光委員長：もちろん。それは名寄も同じです。名寄も結局学校開放事業をやって、その学校の体育館を使うときには無料だよ。しかしほかの施設、文化センター使うとか、スポーツセンター使うとかというときには、それはもうしっかりとこの表にあるように有料になっているのですね。

だから、この風連町の施設は有料、名寄市は無料、これは必要のないということです。これはあえて言っているのは、これは説明だろうというふうに思うのですけれども。使用料については現行どおりというふうに。これは学校開放事業だけだね。合併後も当面現行どおりとするのでいいのでないですか。

ですから、ちょっと文言の整理させてもらいます。新市においても学校開放事業は継続することは、これは当然もう当然のこと。そして今後、合併後も当面は現行どおりとする。これ使用料についてはというふうに表現しなければなりません。有料、無料、表現しなくても。これ1番のところで、新市においても学校開放事業は継続をし、現行どおりとするということで1本にまとめたらどうなのかな。そして2番目を削除するということではいかがですか。

木賀委員：パスポートというのはどういう意味なのか、もうちょっと説明してください。

福光委員長：共通のね。

久保参事、どうぞ。

久保事務局参事：事務局の久保です。

ただいまの質問でありますけれども、施設全体を年間的に使用する方に限り、一定の額でスポーツ施設も文化施設も利用できるという仕組みであります。これは一般的に年間券

というふうに称してありまして、横長の表を見ていただければわかると思いますが、1人1,200円を払うと、体育館、それから福祉センター、スキー、野球場、そういうものを一切1,200円で利用できるというものであります。

それから、もうひとつの例なのでありますけれども、個人使用で年間券余り使用しない方については、1日券ということで、例えば体育館を利用する場合、年に1回ぐらい利用される方は、ほかの方と一緒に1日券100円で購入されて利用できるという、これが個人使用の場合であります。

この方式を採用する方法と、もうひとつは左側の方に団体貸し切り使用とか、或いは1時間当たりの使用料というふうに定めてありますけれども、こちらの方も大会で使う団体もありますし、また時間当たりで使用したいという方もいらっしゃるかもしれません、これも選択の方法があるということで、2段階の使用料の体系になっているところでございます。

これは得な方を住民の方が選択できるという、そういう仕組みになっておりますので、これは選択が可能とご理解をいただきたいと思っております。

福光委員長：よろしいですか。ご理解いただけましたか。学校開放事業もね。

木賀委員：学校開放だけだよね。どこでも。

福光委員長：いや、風連町さんは全部です。

久保事務局参事：それでは、再度説明をさせていただきます。

この使用料の年間券は、全施設の共通券だというふうにご理解をいただきたいと。

尚、もうひとつ補足をさせていただきたいと思っておりますが、学校開放事業につきましては、これは個人で利用することがまずできません。一定の団体の例えばバレーのクラブだとか、そういうふうなクラブの方しか利用できませんので、この辺は限定されるということでもありますので、これは利用者の方にもご理解いただける向きではないかと理解しております。以上でございます。

福光委員長：林委員、ご理解いただけましたか。

林委員：私が今質問したのは、この真ん中のスポーツ・レクリエーションのための小・中学校の体育館・グラウンドを開放するという部分の質問をしたのであって、今のこの1,200円で一色たんになるとか、ならないとかという話とはちょっと違うのです。

福光委員長：改めて、林委員がいわゆる学校の体育館やグラウンドを使うときに、名寄は無料、風連は有料となっていることについてどうなのかという質問ですけれども、そのあたりの。それを現行どおりにするということについてはどうなのかということだろうと思っております。

林委員：ちょっともう一回、前の書き出しからいって、風連町は有料、名寄市は無料と大きな差異があるというふうにここで謳っておるわけでしょう。そういう面からいって、それを額面どおりに受け取るとしたら、使用料については合併後も当面は現行どおりとするというのでは、ちょっとおかしくないですか。

福光委員長：はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：ここで矛盾はあることはあるのですが、前段はご説明書きというふうに考えてほしいのですが、先程もお話ししましたとおり、料金の設定体系が全体が違うものですから、名寄市の学校開放事業も実は有料検討なのでありますけれども、そこだけをいじるというよりも、むしろ統一した後に検討した方がいいのではないかという考えで、いじりませんでした。

そこで、これまでの両市町の経緯を尊重しというところが、特に風連町さんが有料化を取り入れたときに新方式みたいなパスポート方式みたいなことを取り入れて、体系的に全施設を使えるという料金体系と、それから名寄市のように個別ごとの料金体系との大きな違いがあるので、このところは当面現行どおりやっつけていかなければ、無理が生じるなどということでもありますので、この判断については、ご議論をいただきたいなと思っております。

福光委員長：料金体系の統一を図るのか、そのあたりのところが合併後のひとつの議論になるのかと思うのですけれども、しかしこれまでの経緯があるから、そういうことに一遍にならないのだろうと思うのですけれども。

はい、木賀委員。

木賀委員：今のパスポートのお話を聞いてちょっと感じたのですが、結局オールこの施設を使って1,200円だから、非常に優遇されているのではないかという意味で、現行どおりいきたいという意味のように聞こえるのですね。

しかしながら、風連町にはスポーツセンターがないということを考えると、スポーツをやる方はやっぱり体育館利用。体育館を利用する人がスキー場を使うのかと。サンシャインホールも使うのかと。全部を使う人にとってはそのパスポートというのは非常に有効なのですけれども、そういうふうに思い込んでサービスしていますよといっても、住民はそんなに全部の施設を使う方が果たして何人おられるのかな。スポーツをやる方は体育館だけを週に1回ずつずっと行きたい、ほかはほとんど使われない方にとっては、やはりお金がかかって、名寄の人は学校はかからないというふうな理解にとられる可能性が非常に高いので、全部を使う方が果たしてパスポートというのが、サービスしているということになるかどうか、ちょっと矛盾があるかなという感じはしますけれども。

福光委員長：はい、中館委員。

中館委員：1,200円になった経緯をちょっと体協の会長として説明をさせていただく、ということは、施設が要するに少ないので詰まっているのですね。そうすると例えばミニバレーでしたら、全施設を使って渡り歩いているのですね。今日は中学校、今日は小学校、今日はどこと。そういうことがあって、統一した要するにどこの施設を使っても、年間何ぼにならないかということで行政側と体協と文協で大論争をしたのですね。大論争をした結果、折衷案として、では、年間券できないのかいと、そういうことで妥協しましょうやということで、月に100円という設定をして1,200円ということで落ちついたのですよ。そういうことでございます。

福光委員長：林委員が発言をされている、片一方が体育館を使って無料なのに、片一方は有料になっていると。それはちょっとどうなのかという疑問だろうと思うのですね。だからそのところをどのようにするのか。

今、幹事長では、名寄市も体育館を使用するときには有料としたいという思いはあるらしいけれども、しかしそれを表には出せないだろう、今。それで今ここで幹事会提案をされております使用料については、合併後も当面現行どおりとするという文言をどうするのか、この問題ですね。ではこの文言を変えるかといったら、風連町の学校開放の部分は無料にするという文言にしなければ、整合性がないだろうというふうに思うのです。名寄市の施設を有料にするというのは、まだこれからの議論のことですから、無料にするのは簡単にできるけれども、有料にするのは議論の必要があるということで、そのあたりをどういうふうに委員の皆さん判断されるのか。

野本委員：これ、委員長今言われたように、どっちというのではなくて、もう現行どおりする、これ今までも随分ありますけれど、合併後はやっぱりいつかの時点で調整を図るぐらいの程度でおさめておいた方がいいのではないですかね。

だって、これずっと今のでいけば、幹事長はそういう含みを持っていながら、文書表現すると現行どおりということですけども、やっぱりいつかの時点でどこかで有料、無料のどの道を選ぶかは別にしても、調整を図る必要はあるのではないですか。

福光委員長：佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：今、文言も含めていろいろ議論されているのですけれど、ここの調整方針の上の方に、公平負担の原則から統一する必要があるが、合併後も当面は現行どおりとするという、将来方向性も含めて、暫定的に現行どおりで当面はいくよという、そういう文言整理も含めて検討願えれば幸いです。

福光委員長：負担の公平性、佐藤委員。

佐藤委員：合併後も現行どおりということで。

福光委員長：今、それぞれからご意見が出ました使用料については、公平負担の原則から統一する必要があるが、合併後も当面は現行どおりとするという文言でよろしゅうございますか。よろしいですか。林委員もそれでご理解。調整方針をそのように。

向井原幹事：風連の向井原ですけれど、ここで使用料・手数料ですけれど、ここでは体育館とか小学校の体育館とか言うてございます。先程、中館委員が言ったように、この使用料については、施設全部を有料にしていますから、さっき言ったように、スポーツの振興を含めて、中館さんが言ったように、ミニバレーも本当はB & GだったらB & Gのところではかりやればいいのですけれど、やっぱりスポーツ振興含めて、地域の部分を使わせてやるということを含めて、B & Gのところを団体はとる、学校開放のところはとらないという、そういう矛盾が出ますので、年間計、そしてこれも久保参事の方から言いましたように、これについては学校開放ということもあって、学校長との協議も要りますし、この使用については、久保参事が言ったように、ほとんど団体なのです。個人的にはほとんど貸していないということで、この貸すときのいろいろ管理とかありますけれど、この風連町の場合については、この貸すときも団体でございますので、管理人を置くとかはしていません。

本当に団体が使う人の責任でもって、錠を開けてちゃんと閉めていくということも十分徹底しているということも含めて、たまたまこの(2)風連町が有料とか、名寄市が無料と書いてありますけれど、それこそ今ちょっと委員長さんの方も言っていますように、当面現行どおりということで結構かなと思いますが、この中身の部分は学校開放の部分ですから、わざわざ書くこともないかと、今の現行どおりでいくのだったら、合併後新たに調整して、いろいろな検討方法をすればいいのではないかと思いますので、ここが学校開放だけが特別に有料というような意味でございませんで、うちの全体的な考え方で、たまたま学校については有料で、名寄市は無料だというふうに思うのですけれど、如何でしょうか。

福光委員長：今、幹事から説明ありましたけれども、十分皆さん理解をしているというふうに思います。

調整方針を今議論をさせていただいておりますけれども、1と3については、これは問題ないだろうと思うのですけれども、2番目のところをどういうふうに文言整理するかということですね。これは説明書きのところに、公平負担の原則から統一する必要があるがと謳っておりますから、それで2が必要なかどうかということにもなりますが、そのあたり委員の皆さんどういうふうに。先ほど佐藤委員からはこの公平負担の原則云々というところも取り入れた使用料の調整方針にしたらという意見がありましたけれども。

はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：幹事会では、少しわかりづらくて恐縮だったのですけれども、当面はという表現にそれを込めたつもりなのであります。では、当面はいつまでなのだと、こういう議論出てくると思います。ちょっと紛らわしくて申し訳ないのでありますけれども、もう

少しわかりやすくすると、合併後も現行どおりとし、将来は統一をするというようなことなども、具体的に書けばもっとわかりやすかったかなと思いますけれども、当面はということにその気持ちを込めたつもりでございます。

佐藤委員：それでは、わかりませんね。

福光委員長：それでは、もう一度改めてまとめますが、1と3はそのまま。2については、合併後も現行どおりとし、将来は統一するという文言に変えさせていただくと、修正するというところでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきます。

その他についてはよろしゅうございますか。あとよろしゅうございますか。図書館の問題についてもよろしいですね。それから学校給食センターもよろしゅうございますね。調整方針としてその。

斉藤委員：先程言っていた学校を全面的に入れていくといった部分は。

福光委員長：例えば、斉藤委員はいわゆる風連小中、名寄豊西、南小、名寄中学校も云々というふうに、そこまで文言を入れるということですか。或いは意見としてつけるということですか。

佐藤委員：調整項目として書き込むべきということではないですか。

福光委員長：それは、総計なり、或いは新市建設にもかかわることだけれども、新市建設委員会にかかわる項目でもあるけれども、或いは総合計画の策定をするときに、どれだけ策定委員や議会が議論できるかということにかかるとはならないですか。

斉藤委員：はい、わかりました。

福光委員長：それでは、この6点の幹事会提案については、2番目の手数料の取扱いについて、2の部分だけ修正をするということで決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定させていただきました。

産業経済専門部会の調整案について、時間若干9時になりますけれども、進めたいというふうに思いますので、お許しをいただきたいと思います。

得能事務局参事：それでは、資料6につきましては、先程と同じように、教育専門部会の方で、それぞれ事務レベルで調整をして、新市で統一をしてやっていこうという報告事項でございますので、ご参照ください。

資料の7番目になります。産業経済の専門部会の方で、この小委員会の方に上げる議題としては、資料の1ページ目、農業後継者の奨学金貸付事業がございます。これは両市町とも基幹産業が農業ということの位置づけで、次世代の農業後継者を1人でも多く育成しようということで、それぞれの制度がございますが、中身が若干、風連町の場合は高校生を対象に月額1万5,000円ということで決められておりますし、名寄市の場合は高校、それから専門学校、専修学校、大学というふうに、それぞれ細かな区分で、額の違いは若干ありますが、それぞれそのような貸付基準ということになっておりまして、その償還の猶予等についても基本的には同じであります。若干数値的なものが違う部分もあります。

これらも含めまして、調整方針の3ページの方では、一番上の四角の中で、これらの奨学金の貸付制度については、名寄市の例を基本に大学等も含めた制度の拡充等について、名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続をするという調整方針でございます。

それから、2番目の新規就農者支援事業の関係は資料の3ページ目になります。これは名寄市が行っております、新しく農業を営もうとする者に対しての必要な援助ということで、これも農業後継者の育成拡大ということでの観点での事業でございます。

事業内容につきましてはそこに記載のとおりでございますが、調整方針といたしましては、合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続をするということで、幹事会の調整方針とさせていただきます。

それから、3つ目の嘱託登記の手数料の関係でございます。こちらは農業委員会の方で行っております、そこに記載の農業経営基盤強化促進法ということで、これらの法に基づいて嘱託登記をしているときの手数料ということでありますけれども、若干差がございますが、これは新市においては農業委員会がひとつになるということで、先日ご確認をいただきましたし、農業委員会サイドの協議も進んでおります。基本的には新市の農業委員会において協議をしていただいて、これは新市の手数料条例の中で統一に調整を図る、このような幹事会の方針でございますので、よろしくご協議をいただきたいと思います。

福光委員長：今、事務局から、産業経済専門部会で検討していただきました3点について説明がありました。委員の皆さん、何か質問ありますか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：今、斉藤さんの方から発言を希望するような声も聞こえてきたので言わせていただきます。

まず、名寄市の後継者奨学貸付事業については、非常に制度的にも練られておりまして、きめ細かく後継者の育成を目指した内容であるということで、非常に私もこの制度内容については大きな評価をしているところでございます。そんなことで、これについては全く私は異議がございません。

それから、新規就農の分については風連はないわけですが、これには事情がありまして、

当然風連においても新規就農に対する支援事業等の議論は交わされております。都度交わされてきているわけですが、ただし風連町においては現在荒廃地、或いは後継者の欠如によって、農地等の問題がまだ発生をしていない段階であるという現状認識のもとに、あえて今は新規就農に対する支援事業よりも、先にあった後継者担い手になるべき人材を育成すべきであるというようなことで、あえて新規就農支援事業については取り組んでこなかったということでありますが、時代は大きく変化をしてきておりますので、今後風連町においても新しい血を導入するという意味も込めまして、新規就農支援事業については取り組んでいかなければならない時期がめぐってきているという認識を持っておりますので、この点についても先行している名寄市の条例についても、非常に今改めて敬意を表しているところであります。

以上でございます。

福光委員長：他に発言ございますか。

（「なし」との声あり）

福光委員長：なければ、この3点につきましては、幹事会から提案されております調整方針どおりというふうに決定させていただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、そのように決定させていただきました。

引き続き、最後の総務企画専門部会の提案を説明いただきたいと思います。

得能事務局参事：それでは、資料の9番目をご覧いただきたいと思います。

総務企画専門部会の方からこの委員会には、1点目として資料の1ページ目、定住促進に関することということで、名寄市には該当がございませんが、風連町が実施をしております定住促進・地域振興を図るための事業ということで、そこに記載のとおり補助事業ということで、町民の方に補助事業を行っているということでありまして、名寄市にはございませんので、この点につきましては、調整方針の4ページ目をご覧いただきたいと思います。風連町が実施をしている定住環境促進事業及び定住促進家賃助成事業は、今回の3年ごとの時限立法ということでもありますので、平成19年3月31日までの制度でありますので、これについては単費事業ということもありまして、合併特例区の事業とし、その後見直しを図っていこうというのが調整方針でございます。

それから、資料の3ページ目以降は、財産の取扱いということで、これは既にご協議をいただいて、すべて新市に引き継ぐということでご協議をいただいておりますが、その都度それぞれの部会、分科会で判明したものについては報告をということでもありますので、資料として大変細かい数字にはなっておりますけれども、それぞれ風連町、名寄市が現在有している財産の内訳ということで、9ページ目には地方債の現在高も含めて記載をしてございますので、是非ご参照いただきたいと思います。

課題の2番目であります。10ページ目をご覧ください。その他の行政バスの取扱いで

ございます。

現在、風連町には大型バス、60人乗りのバスを町が所有をしております、そこに利用範囲ということで記載をしておりますが、運行制限、運行体制等も記載がございますが、そのようなことで現在運行しております。

これに対しまして、名寄市では、生涯学習バス、或いはその他のバスということで複数台持っておりますけれども、基本的にはこれについては団体へ貸し出しをして、運転代行社等で運転業務を行うという形で運行をしております。

そして、このような台数はもちろんであります、運行体制等に差異がございますが、調整方針の4ページ目として、当面現行どおりとするが、新市において利用対象範囲、利用者負担について検討し、相互調整を図り有効活用を図っていこうということで、現在両市町では各団体、年2回とか、或いはそういうような利用制限を設けている部分もありますので、それらも含めて検討して、なおかつ両市町のバスを最大限有効に活用を図っていこうというのが、幹事会の方針でございます。

最後になりますが、資料の12ページをご覧ください。

こちらでは、使用料・手数料の関係で、税務の証明の関係であります。こちらについてはその他の手数料等と同じように、税務の土地、家屋登記事項課税台帳の閲覧に関して、若干の手数料の差がございます。風連町では閲覧手数料が1回300円、名寄市は200円ということで、コピー料につきましては、風連の方は1枚20円ということで、名寄市は1件200円ということで差がございます。

その下の各種税務証明の中でも、ちょっと見づらいのですが、網がかかっているのが違いのある分でございます。固定資産評価証明については、風連町700円で、名寄市が300円。それから営業証明については、風連町700円で、名寄市が300円。それから住宅家屋証明が風連町が700円で、名寄市が1,300円ということで、それぞれ差異がございます。

これらを受けまして、調整方針の4ページ目の一番最後の四角でございますが、閲覧手数料については、名寄市の例により1回200円とする。それから固定資産に関するコピー料については、名寄市の例により1件200円とする。それから3番目の固定資産評価証明及び営業証明手数料は名寄市の例により1件300円とし、住宅家屋証明については1件1,300円とするということで調整方針を持ちましたので、よろしくご協議をいただきたいと思っております。

福光委員長：今、3点にわたって説明をいただきましたけれども、質問ございますか。  
斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：定住促進で、風連町が3カ年計画でやっているから、17、18、19ですか。だからそれを活かしていくと。これ名寄も少しやってほしいのだけれどもね。そういう考えは持てないかどうか。やはり住宅を促進していくというのは非常にいいことなのですよね。それがちょっとそういう声もあるので、どんなものか見解を伺いたいと思っております。

それと、バスなのですけれども、名寄市の場合は福祉バスを老人クラブがありまして、年に2回、日帰りなのですけれども、老人クラブで行事計画を持って、無料で使わせてもらっているのですけれども、それは活かされると。従来どおりというふうな認識でよろしいかどうか。

福光委員長：2点について、幹事長、どうぞ。

今幹事長：定住の関係につきましては、非常にいい制度でありますけれども、名寄市の場合も別の角度から定住促進をしようということ考えていこうと、こういうようなことで、従来からこの制度、実施をして喜ばれているということは承知しながらも、名寄市としてはここまでできないなという感じでいっぱいあります。ただし別の観点からの定住促進というのは、相談業務等も含めてやっていけるなと思っております。

次に、バスの関係、実はこのところは非常に違いがある部分もございまして、今お話がありました福祉バスだけ名寄は無料であります。あと有料という意味ではないのでありますけれども、使う団体が燃料代と運転代行社に依頼した場合は、運転代行代を使う団体が負担をすると、こういうようなことになっておりますので、福祉バスも実は使う団体について、少し考えなければならないという現状になっていることは事実でございます。

そういうことも含めまして、この調整方針にあります利用者負担について検討しというのは、そのこのところも指してお話をさせていただきます。

また、風連町の場合は大型バス60人1台で、幅広く学校教育、社会教育、福祉、こういったことに利用されておりました、しかも町職員と臨時職員が運行しているということもございまして、このところは当面このとおりしていかなければならないと。

ただ、有効活用する場合に、風連さんの大型バスがあいているとき、名寄のいろんな団体が使えないかというような議論が当然出てくると思っておりまして、その辺はこれから調整をしていかなければならないと思っております。

福光委員長：はい、西村委員、どうぞ。

西村委員：さっきのバスの話なのですけれども、風連町のバスは1台しかないのですけれども、文言の中には、教育関係で使うようなときは、社会福祉協議会が使うという立派な文言が謳ってあるのですけれども、現実問題として、社会福祉協議会が利用計画をしたときは、既にバスの使用計画というものにはできているのですね。そういうような関係で、バスが1台に減って以来、社会福祉協議会でかつて使ったことがないという状況なのですね。

それで、一番期待しているのは、合併によって名寄さんのバスを、幹事長の言われるのと逆の方向でひとつ利用させてもらえるのではないかと期待しておりますので、よろしくお願いします。

福光委員長：はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：おっしゃるとおりでありまして、相互調整を図って有効活用するということは、お互いに共通財産になりますからそういうふうにしなければ。

ただ、利用のための制度は統一をしていかなければならないと思っています。名寄も御存じのとおり福祉バス40人乗りは老人クラブとなっておりますけれども、1老人クラブ、1年間に2回使えることになっています。そうすると2月の受け付け開始と同時に全部占められるということがありまして、福祉団体も使えることにはなっています。平日のみということですから、今、西村委員さんおっしゃったように、同じとは言いませんが、名寄市も同じような現象が起きていることは事実でありまして、これをどうするかということで、今、検討課題になっておりますから、老人クラブ2回のうち1回無料で1回有料にしようかとか、いろんな案が出ていますが、その辺はこの負担について検討ということでありまして、いずれお互いの財産ですから、お互いに使いましょと、こういうようなことで、統一を図っていきたいと思っています。

福光委員長：ご理解いただけましたでしょうか。

他に発言ございませんか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：先程、定住対策について、斉藤委員の方から、ぜひ名寄市でもというご発言があったわけですが、この制度については、合併の成立した段階で、風連はやはり今までの議論の中でも、ややもすればやはり人口の多い名寄市にいろんな分野が流れていくのではないかという危惧が出てきております。

それを限られた年限であっても、まずはそこの特例区の中で、風連は暮らすところとしてより位置づけをしっかりとしていきたいということの政策になろうかと思えますし、特例区終了以降についても、今申し上げたとおり、風連は居住地域というか、そういった立場を明瞭にする意味でも、6年以降についても、名寄との均一化は当然図らなければならぬわけですが、何らかの方策があってしかるべきかなと思います。

それからもう一点、バスの関係なのですが、風連のバスは基本的には子供たちのために優先して使っていくということがあります。ですから文言としては調整方法については異論はないわけですが、議論の経過として、福祉関係はもちろん理解はするわけですが、今現在風連が行っている学校教育という部分を、相互調整の中に明確に位置づけをしていくべきだというふうに考えておりますので、発言させていただきます。

以上です。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：定住対策の関係につきましては、市ではこのような対策やっていませんけれども、商工会議所さんが実は、今日木賀会頭見えていますけれども、事業主体になりまして、商工団地2カ所に従業員のための住宅を確保するというようなことで、あっせんを

やっております、定住対策のひとつになっていると、こういうようなことが言えるのではないかと。

風連町さんの条例で、時限立法で決めているものですから、時限立法は時限立法できちっと守っていかなければならないので、19年3月31日までと、こういうふうに謳わせていただいておりますので、この間までの間に、名寄市民は恐らくたくさん風連町に住宅を建てるのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、今それぞれの斉藤委員、或いは佐藤委員からも発言がありましたように、或いは西村委員からも発言ありましたように、そうした発言を受けとめて、新市で十分検討していただくということをお願いをしたいと考えております、この3点については、幹事会提案の調整方針どおりというふうに決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきます。

以上で、これまで積み残しておりました課題について、そして新たに提案されましたものも含めて、すべて終わったこととなります。

ただ、新市の名称、事務所の位置、地方税、事務機構及び組織の取扱い、これらについては残っておりますし、保育料の取扱いも残っておりますが、幹事会に差し戻したのものについては改めて提案があると思いますし、新市の名称についても、事務機構及び組織の取扱いが決定された時点で、しっかりと議論をして決定をしていきたいと委員長としては考えておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

それで、事務機構及び組織の取扱いについてですけれども、皆様方のところに9月13日に資料をお渡しをしました。しかしこのことについて、この委員会で説明をされておられません。あのときには運営小委員会に一定程度委ねて、たたき台をたたいてもらうというふうに決定をさせていただきましたが、副委員長からの申し入れで、一応事務機構及び組織の取扱いについては、この当委員会にも説明を一度する必要があるのではないかという意見がありましたので、今日しようと思いましたが、時間の関係があります。開催日を決めたその日、次回に幹事長の方から説明をいただくということでご理解をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

#### 4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：それでは、次回の小委員会の開催について議論をさせていただきますが、来月の2日、14時からということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。よろしいですね。11月2日14時、名寄市役所の4階会議室ということにさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

## 5. その他

福光委員長：その他何かございますか。委員の皆さんから何か発言その他ありませんか。

(「なし」との声あり)

## 6. 閉 会

福光委員長：なければ、これで今日の議題をすべて終わらせていただきます。大変遅くまでご苦労さまでございました。ありがとうございました。